

令和4年（2022年）11月7日（月曜日）

第 3 号

令和4年
北海道議会 決算特別委員会会議録

第3号

令和4年(2022年)11月7日(月曜日)

中司哲雄君

大谷亨君

出席委員

委員長

田中芳憲君

副委員長

須田靖子君

木葉淳君

武田浩光君

檜垣尚子君

星克明君

宮下准一君

渡邊靖司君

山根理広君

阿知良寛美君

菊地葉子君

中川浩利君

太田憲之君

加藤貴弘君

久保秋雄太君

丸岩浩二君

三好雅君

吉田祐樹君

沖田清志君

北口雄幸君

赤根広介君

佐藤伸弥君

安藤邦夫君

高橋亨君

角谷隆司君

出席説明員

総務部長

兼北方領土対策

本部長

藤原俊之君

財政局長

木村敏康君

財政課長

松林直邦君

建設部長

北谷啓幸君

建設部次長

斎藤知郷君

まちづくり局長

信太一人君

総務課長

高木浩君

公園下水道担当課長

山下誠一君

会計管理者

兼出納局長

水戸部

裕君

公営企業管理者

野村

聡君

企業局長

佐藤

隆久君

企業局次長

阿部

武仁君

総務課長

今田

信彦君

発電課長

寺崎

将君

発電施設整備

担当課長

泉山

浩一君

発電制御室長

長谷

匠美君

工業用水道課長

奥河

俊明君

工業用水道施設整備

担当課長

川野

宏之君

兼石狩湾新港地域

工業用水道管理

事務所長

		同	加藤 隆行 君
病院事業管理者	鈴木 信寛 君	議事課主査	森川 剛 君
道立病院部長	道場 満 君	同	藤田 知樹 君
道立病院局次長	畑島 久雄 君	同	我満 壮宏 君
同	山中 剛 君	同	渡部 徹 君
病院経営課長	野尻 彰生 君	同	吉本 麻美 君
人材確保対策室長 兼 医療参事	石井 安彦 君	同	中澤 正和 君
経営改革課長 兼 指定管理室長	有村 誠一郎 君	同	熊澤 史昭 君
		同	門倉 里博 君
		同	青柳 和彦 君
監査委員事務局長	花岡 祐志 君	同	甲斐 友規 君
		同	齊藤 崇史 君
議会事務局職員出席者		同	杉崎 正 君
議事課参事	本間 治 君	同	江刺 憲佑 君
議事課主幹	高橋 究 君		

午前10時1分開議

○田中芳憲委員長 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔森川主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

佐藤 伸弥 委員
安藤 邦夫 委員

であります。

○田中芳憲委員長 本日の議事は、

1. 要求資料提出報告の件

1. 付託議案審査の件

であります。

初めに、要求資料提出報告の件についてであります。去る10月6日の委員会において決定いたしました要求資料は、10月17日に提出があり、同日、各委員に配付いたしましたので、御報告いたします。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時3分開議

○田中芳憲委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず、本委員会における審査日程についてお諮りいたします。

本委員会の審査は、お手元に配付の審査日程及び質疑通告のとおり取り進めることにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中芳憲委員長 御異議なしと認め、そのように決定します。

それでは、付託議案のうち、

報告第2号 令和3年度北海道公共下水道事業会計決算に関する件

報告第3号 令和3年度北海道流域下水道事業会計決算に関する件を一括議題といたします。

1. 建設部所管審査

○田中芳憲委員長 これより建設部所管部分について審査を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

渡邊靖司君。

○渡邊靖司委員 それでは、通告に従いまして、順次質問いたします。

まず、下水道事業について伺います。

道では、下水道事業について、長年にわたって特別会計で事業を実施してまいりましたが、令和2年度から公営企業会計に移行したことによって、本年の決算特別委員会で2回目の企業会計としての審査を受けることとなります。

令和3年度における決算状況、今後の施設整備及び経営状況などについて、幾つか伺ってまいります。

道が経営する下水道事業は、公共下水道事業と流域下水道事業の二つがあるとのことですが、それぞれの概要について、まず伺います。

○田中芳憲委員長 公園下水道担当課長山下誠一君。

○山下公園下水道担当課長 下水道事業の概要についてであります。道では、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて、公共用水域の水質保全に資することを目的とし、公共下水道事業と流域下水道事業を実施しているところでございます。

公共下水道事業としては、石狩湾新港地域において、主に事業者からの下水を処理することを目的に、昭和58年度から供用を開始しております。

また、流域下水道としては、石狩川、十勝川及び函館湾の3流域において、複数の自治体の下水を集めて処理することを目的に実施しており、石狩川流域下水道は、芦別市など6市4町を関連市町として昭和60年度から、十勝川流域下水道は、帯広市など1市3町で昭和54年度から、函館湾流域下水道は、函館市など2市1町で平成元年度から、それぞれ供用を開始しているところ

でございます。

○渡邊靖司委員 企業会計として2度目の決算となったわけですが、公共下水道事業と流域下水道事業のそれぞれの決算状況はどのようになっているのか、伺います。

○山下公園下水道担当課長 決算状況についてであります。公共下水道事業については、下水道料金や他会計からの補助金などの経常収益が約8億7842万円に対し、処理場費や支払い利息などの経常費用が約11億5234万円となり、経常収益から経常費用を差し引いた経常損失は約2億7391万円となっております。これに、消費税還付金などによる特別損益約464万円が損失となっており、当期純損失は約2億7855万円となり、前年と比べ、純損失が約9299万円増加しております。

また、流域下水道については、他会計からの補助金などの経常収益が約46億4463万円に対し、減価償却費や支払い利息などの経常費用が約48億1750万円となり、経常収益から経常費用を差し引いた経常損失は約1億7287万円となっております。これに、消費税還付金による特別損益約1285万円が損失となっており、当期純損失は約1億8571万円となり、前年と比べ、純損失が約3100万円減少しています。

以上です。

○渡邊靖司委員 昨年度に続き、公共下水道事業、流域下水道事業とも損失が生じているとのことですが、その要因についてどのように考えているのか、伺います。

○田中芳憲委員長 まちづくり局長信太一人君。

○信太まちづくり局長 損失の要因についてであります。公共下水道事業の損失については、企業会計移行前の施設整備に係る多額の減価償却費や、借入金などの支払い利息が主な要因と認識しております。

また、流域下水道事業の損失についても同様に、企業会計移行前の施設整備に係る多額の減価償却費が主な要因と認識しております。

○渡邊靖司委員 公共下水道事業は、毎年度、一般会計から長期借入れを続けているとのことですが、借入金の残高、償還元金、返済利息の状況を伺います。

○山下公園下水道担当課長 長期借入金の状況についてであります。令和3年度末時点における借入金残高は約129億6283万円となっており、令和2年度末時点から約2億2768万円の増加となっております。

また、昭和58年度に借入れを開始して以来、これまでに約2億8890万円の元金及び約60億52万円の利息を償還してきたところでございます。

○渡邊靖司委員 公共下水道事業は、多額の未処理欠損金を抱えておりますが、道では、その原因をどのように考えており、今後どう対処していく考えなのか、伺います。

また、使用料収入の伸び悩みを解決するためには、下水道の使用件数を増やす必要があると考えますが、使用件数はどのような状況になっているのか、併せて伺います。

○信太まちづくり局長 公共下水道事業の経営状況についてであります。石狩湾新港地域の企

業立地の遅れや、水の使用量が比較的少ない企業の立地が多かったことなどにより、当初の想定よりも使用料収入が伸び悩んでいることから、多額の未処理欠損金を抱えることになったものと認識しております。

道としては、令和3年3月に策定した北海道下水道事業経営戦略に基づき、今年度は、使用電力量を軽減することを目的とした機械の更新に着手したところであり、引き続き、改築更新に併せた新技術・高効率機器の導入や、使用料単価の見直しによる収入の増加など、公共下水道事業の経営改善に向けた取組を進めてまいりる考えでございます。

また、下水道の使用件数についてでございますが、直近3か年では、令和元年度は8386件、令和2年度は8533件、令和3年度は8750件となっており、増加傾向にあります。

○渡邊靖司委員 下水道事業を安定的に運営するためには、施設の適切な維持管理が必要であります。

施設の供用開始から相当な期間が経過しておりますが、老朽化への対応や今後の施設整備をどのように進めていく考えなのか、伺います。

○信太まちづくり局長 今後の施設整備についてであります。道では、下水道事業を持続的に運営していくため、下水道施設の老朽化の状況により更新などを進めてきたところでありますが、これに加え、自然災害などの影響度評価により優先順位づけを行った上で、施設の点検、調査及び修繕、改築を実施することで、長期的な視点で施設管理を最適化するストックマネジメント計画を令和元年度に策定したところであり、この計画に基づき、下水道施設の計画的な更新や維持管理に努めてまいります。

○渡邊靖司委員 最後に、今後の経営について伺います。

人口減少が避けられない中で、下水道事業の経営も今後厳しさを増していくものと考えておりますが、道としては、今後、どのような基本的な考え方で下水道事業を安定的に経営していく考えなのか、伺います。

○田中芳憲委員長 建設部長北谷啓幸君。

○北谷建設部長 下水道事業の今後の経営についてであります。下水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少に伴う料金収入の減少や施設の老朽化による更新費用の増大などにより厳しさを増しておりますが、下水道は、道民生活にとって必要不可欠なインフラでありますことから、今後も事業を安定的に継続していくことが必要と認識しております。

このため、道では、令和3年3月に策定いたしました北海道下水道事業経営戦略に基づき、使用料単価の見直しなど、事業収支の改善に向けた取組や、施設設備の計画的かつ効率的な整備により、下水道事業の経営基盤の強化を図るとともに、経営成績や財政状態などの経営状況を的確に把握しながら、将来にわたり安定的かつ持続的な下水道サービスを提供してまいります。

以上でございます。

○渡邊靖司委員 以上で質問を終わります。

○田中芳憲委員長 渡邊委員の質疑は終了いたしました。

山根理広君。

○山根理広委員 それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず初めに、北海道下水道事業経営戦略について伺ってまいります。

地方公営企業は、急激な人口減少に伴う料金収入の減少や施設の老朽化による更新需要の増大等により経営環境が厳しくなっていることから、国は、平成26年度以降、経営改革を累次進めてきております。

こうした状況下で、道の下水道事業についても、令和2年度決算から、法適化、すなわち地方公営企業法の財務規定等を適用することとし、企業会計に移行したところであります。

また、一昨年末には、令和3年度から令和12年度までの10年間の計画期間とした北海道下水道事業経営戦略を策定したと承知しております。

令和3年度決算は、その経営戦略に基づく取組が反映された初年度となることから、まず、公共下水道事業及び流域下水道事業のそれぞれについて、前年度決算及び経営戦略上の収支計画と比較しどのような結果になったのか、お伺いいたします。

○田中芳憲委員長 公園下水道担当課長山下誠一君。

○山下公園下水道担当課長 収支計画との比較についてであります。公共下水道事業については、令和3年度の決算では、収益が、収支計画の約9億4202万円に対し、決算では約9億7013万円で、計画比103.0%、費用は、収支計画の約11億6017万円に対し、決算では約12億519万円で、計画比103.9%となり、収支差額は、計画と比べ、約1691万円のマイナスとなったところでございます。

流域下水道事業につきましては、令和3年度の決算では、収益が、収支計画の約46億8747万円に対し、決算では約46億6652万円で、計画比99.6%、費用は、収支計画の約48億315万円に対し、決算では約48億3257万円で、計画比100.6%となり、収支差額は、計画と比べ、約5037万円のマイナスとなったところでございます。

○山根理広委員 計画と実績の乖離要因をどのように分析しているのか、公共下水道事業については、下水道使用料金の収入状況も含めてお伺いいたします。

○山下公園下水道担当課長 収支計画と実績の乖離要因についてであります。公共下水道事業においては、営業収益として下水道使用料で約1726万円の増となった一方、営業費用では、計画策定時に見込んでいなかった管渠等の損傷による修繕費が約2486万円増となったことが主な要因となっているところでございます。

流域下水道事業におきましては、営業外収益として市町負担金が約485万円減少し、営業費用では、計画策定時の見込みに比べ、減価償却費が約2797万円の増となったことが主な要因となっているところでございます。

また、公共下水道事業の下水道使用料の収入状況ですが、直近3か年では、令和元年度は約3億7291万円、令和2年度は約3億4843万円、令和3年度は約3億5979万円となっているところでございます。

○山根理広委員 経営戦略では、公共下水道事業について、委託方法の見直しにより、維持管理費の削減に努めるとともに、改築更新に併せた新技術・高効率機器の導入などによるコスト縮減を目指すとしていますが、これらの点について具体的な取組は進んでいるのか、お伺いいたします。

○山下公園下水道担当課長 歳出削減の取組についてであります。委託方法の見直しにつきましては、令和3年度より、これまで別業務としていた放流水などの水質検査や電気施設の点検などの業務を処理場運転業務と併せて委託したところでございます。

また、新技術・高効率機器の導入につきましては、汚水処理過程の一つである酸素供給装置において、使用電力量を軽減する高効率機器の導入を進めているところでございます。

○山根理広委員 法適化により、いわゆる官庁会計では見えない減価償却費が計上されるなど、持続可能な経営に必要な情報が把握可能となったことから、老朽資産の更新等に必要な経費を賄うのに十分な受益者負担が設定されているのかという観点で、使用料金の適切性、妥当性を判断することが重要と考えておりますが、公共下水道事業について、使用料単価の見直しは、平成19年度以降、行っていないと承知しております。

経営戦略では、公共下水道事業に関しては、使用料単価の見直しにより収入の確保に努めるとしていますから、現在、国際情勢等の影響により、あらゆるコストが上昇している状況にあり、今後の施設更新等の財源を確保するため、使用料単価の改定を具体的に検討すべき局面にあるのではないかと考えていますが、見解をお伺いいたします。

また、経営戦略では、処理場敷地の有効活用等による新たな収入の確保を検討するとしていますが、具体的な取組は進んでいるのか、併せてお伺いいたします。

○田中芳憲委員長 まちづくり局長信太一人君。

○信太まちづくり局長 歳入確保の取組についてであります。公共下水道事業を持続的に運営していくためには、経営の健全性の向上を図ることが重要であり、社会経済情勢の変化などを踏まえた使用料単価の見直しが必要と考えております。

また、処理場敷地の有効活用については、他県等における取組事例について情報収集を行っているところであり、引き続き、収入の確保について検討してまいります。

○山根理広委員 収支計画と実績との乖離が生じたほか、戦略に基づく各種の取組についても具体的な動きが明確に見えていないと感じます。

経営戦略は、策定して終わりというものではなく、毎年度、PDCAサイクルによる適切な進捗管理や、計画と実績の乖離要因分析に基づく不断の見直しが不可欠であります。

初年度の取組を踏まえ、今後、どのように経営戦略を実効あるものとし、下水道サービスの安定的かつ持続的な提供を図っていくつもりなのか。

また、全国では、下水道事業に関し、包括的民間委託や、PPP、PFIの導入などの民間のノウハウ等を生かした経営改革に取り組んでいる事例もあります。

下水道事業を取り巻く厳しい経営環境に鑑みると、さらなる改革の検討が必要と考えます。今

後、どのように取り組むのか、お伺いいたします。

○田中芳憲委員長 建設部長北谷啓幸君。

○北谷建設部長 今後の経営についてであります。下水道は、道民生活にとって必要不可欠なインフラでありますことから、今後も事業を安定的に継続していくことが必要と認識しております。

令和3年3月に策定いたしました経営戦略においては、計画との大幅な乖離や経営方針の重大な変更等が生じた場合は、収支計画など、随時、見直しを図るとされているところであります。

道といたしましては、使用料単価の見直しなど、事業収支の改善に向けた取組や、施設設備の計画的かつ効率的な整備により、下水道事業の経営基盤の強化を図るとともに、委託方法の見直しにより、維持管理費の削減に努めるなど、将来にわたり安定的かつ持続的な下水道サービスを提供してまいる考えであります。

○山根理広委員 2050年度までの投資需要の見通しが示されていますが、安定的な下水道サービスを持続的に提供していくためには、既存施設の更新等の投資需要について、適切に把握して対応していくことが何よりも重要であります。

そこで、道では、今後の更新需要について、どのように見込み、どのように対応していくのか、お伺いいたします。

○山下公園下水道担当課長 施設の更新などについてであります。道では、下水道事業を持続的に運営していくため、下水道施設の老朽化状況により更新などを進めてきたところですが、これに加え、令和元年度にストックマネジメント計画を策定し、自然災害などの影響度評価により優先順位づけを行った上で、施設の点検、調査及び修繕、改築を実施することで、長期的な視点で施設管理を最適化することとしており、この計画に基づき、下水道施設の計画的な更新や維持管理に努めてまいります。

○山根理広委員 災害対策についてです。

近年の激甚化する自然災害への備えも今後ますます重要となるものと考えます。下水道施設の耐浸水対策や河川氾濫等への備えも含めた対応が必要となります。

施設の耐震化や気候変動を踏まえた大雨災害等への対応について、道では、どのように対応し、今後どのように対応を強化していくのか、ハード、ソフトの両面についてお伺いいたします。

○信太まちづくり局長 災害対策についてであります。道では、大規模地震や大雨などによる水害に備え、施設が被災した場合でも下水処理機能を維持していくため、下水道業務継続計画を平成28年度に策定したところであります。

また、施設の更新に併せて、地震に備えた耐震化や水害に備えた耐水化を進めているところであり、今後も引き続き、施設の耐震化などを進めるとともに、市町村や関係機関との連携を強化して、地震や水害などに備えた防災訓練を実施するなど、ハード、ソフトの両面から災害に強い体制整備に努めてまいります。

○山根理広委員 下水道業務継続計画の策定から6年が経過し、日本海溝・千島海溝による巨大地震が想定され、より具体的な防災対策推進基本計画が令和4年9月30日に策定されましたが、下水道業務継続計画において、関係市町村とも連携を図る必要があると考えますが、所見をお伺いいたします。

○信太まちづくり局長 市町村との連携についてであります。令和4年9月30日に国から示された日本海溝・千島海溝周辺海溝型防災対策推進基本計画において、下水道施設に関しては、復旧体制の充実や耐震化の目標が示され、今後、この計画に基づき、関係市町村は地震防災対策計画を策定することとされており、道としては、市町村の策定する計画と下水道業務継続計画との整合を図り、施設が被災した場合でも下水処理機能を維持していけるよう、協力体制の構築など、市町村との連携を図ってまいります。

○山根理広委員 終わります。

○田中芳憲委員長 山根委員の質疑は終了いたしました。

菊地葉子君。

○菊地葉子委員 私は、公共下水道事業について伺います。

まず、2021年度の営業収益、営業費用及び下水道の使用量の現状を前年度との比較で伺います。

○田中芳憲委員長 公園下水道担当課長山下誠一君。

○山下公園下水道担当課長 令和3年度の実績等についてであります。令和3年度決算における営業収益は約3億2700万円であり、前年度と比べ、約1000万円の増加となっているところでございます。

また、営業費用は約9億8000万円であり、前年度と比べ、約4600万円の増加となっており、この結果、営業損失は約3600万円の増となっているところでございます。これに営業外収益などを加味し、純損失は約9300万円の増となっているところでございます。

また、令和3年度の下水道の使用量は約178万5000立方メートルであり、前年度と比べ、約5万3000立方メートルの増となっているところでございます。

○菊地葉子委員 石狩湾新港地域の公共下水道事業については、昨年度決算審議から企業会計決算で行うことになりました。

昨年の決算議会では、我が会派として、一般会計からの長期借入れがなければ経営できない状況は、公営企業として成り立たないことを指摘してきましたが、先ほどの答弁から、下水道の使用量は増えていますが、結局、借入金が増えたと認識しました。

昨年の3月には北海道下水道事業経営戦略を策定していますが、この1年、どういった改善計画を実施してきたのか、伺います。

○山下公園下水道担当課長 北海道下水道事業経営戦略に基づく取組についてであります。経営戦略においては、使用料単価の見直しや、処理場敷地の有効活用による収入の確保、委託方法の見直しによる維持管理費の削減、改築更新に併せた新技術、高効率機器の導入によるコスト縮

減を行うこととしております。

使用料単価の見直しにつきましては、社会経済情勢の変化などを踏まえた検討が必要と考えており、処理場敷地の有効活用につきましては、他県等における取組事例について情報収集を行っているところでございます。

また、委託方法の見直しにつきましては、令和3年度より、これまで別業務としていた放流水などの水質検査業務などを処理場運転業務と併せて委託したところでありまして、新技術、高効率機器の導入につきましては、汚水処理過程の一つである酸素供給装置において、使用電力量を軽減する機器の導入を進めているところでございます。

○菊地葉子委員 経営戦略も始まったばかりということもありますけれども、経営戦略を策定した以上、黒字化のめどもしっかりと示すべきであると考えます。

その上で、今後どのように収支改善に向けた取組を進めていくのか、伺います。

○田中芳憲委員長 建設部長北谷啓幸君。

○北谷建設部長 今後の取組についてであります。下水道事業を取り巻く経営環境は、施設の老朽化などにより厳しさを増しておりますが、下水道は、道民生活にとって必要不可欠なインフラでありますことから、今後も事業を安定的に継続していくことが必要と認識しております。

このため、道では、令和3年3月に策定しました経営戦略に基づき、使用料単価の見直しなど、事業収支の改善に向けた取組や、施設設備の計画的かつ効率的な整備により、下水道事業の経営基盤の強化を図るなどして、将来にわたり安定的かつ持続的な下水道サービスを提供してまいりたいと考えております。

○菊地葉子委員 安定的、持続的な下水道サービスの提供の意義は分かりますが、経営戦略としては、一般会計からの長期借入れに頼らない公営企業としての独立採算制のめども早急に立てるべきことを指摘して、質問を終わります。

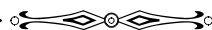
○田中芳憲委員長 菊地委員の質疑は終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

これをもって、建設部所管に関わる質疑は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午前10時37分休憩



午前10時40分開議

○田中芳憲委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、付託議案のうち、

報告第4号 令和3年度北海道電気事業会計決算に関する件

報告第5号 令和3年度北海道工業用水道事業会計決算に関する件

を一括議題といたします。

1. 企業局所管審査

○田中芳憲委員長 これより企業局所管部分について審査を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

渡邊靖司君。

○渡邊靖司委員 通告に従いまして、順次質問いたします。

初めに、工業用水道事業会計について伺います。

まず、企業局の所管する事業会計のうち、工業用水道事業について伺ってまいります。

初めに、工業用水道事業会計における令和3年度の収支や未処理欠損金など、決算の状況について伺います。

○田中芳憲委員長 工業用水道課長奥河俊明君。

○奥河工業用水道課長 令和3年度の工業用水道事業決算についてでございますが、前年度に比べまして、経常収益は、給水収益が300万円増加した一方で、令和2年度に、大口ユーザーの契約水量の減量に伴いまして、一時金として受け入れました減量負担金が減少したことなどから、1億100万円減少して21億1400万円となりました。

また、経常費用は、耐震化に関する委託料の減少などによりまして、1800万円減少して19億2900万円となりましたことから、経常利益は、前年度から8300万円減少し、1億8500万円となりました。

この経常利益から、過年度消費税の追加納付に係ります延滞税等の特別損失を差し引いた純利益は、前年度から1億6600万円減少して1億200万円となり、こうした結果、未処理欠損金は1億2700万円に減少し、条例に基づく会計処理によりまして、一般会計からの補助金を充てて解消したところでございます。

○渡邊靖司委員 3工水別の収支について伺います。

工業用水道事業会計全体では黒字であり、繰越欠損金も解消したとのことですが、企業局が運営している各工業用水道のそれぞれの収支状況はどのようになっているのか、伺います。

○奥河工業用水道課長 各工水の収支についてでございますが、室蘭工水は、減量負担金の収入減がありましたものの、修繕費や支払い利息などの費用の減少もあり、純利益が前年度より300万円増加して1億3200万円となり、苫小牧工水は、減量負担金の減少の影響が大きく、耐震化に関する委託料の減少などがありましたものの、純利益は1億9800万円減少して1億5400万円となりました。

石狩工水については、新規の給水契約などにより、前年度に比べて2900万円改善しましたものの、工水施設としての規模が小さく、スケールメリットが働きにくいことから、令和3年度においても1億8500万円の純損失を計上しておりまして、運営に必要な資金の不足を一般会計からの長期借入金により補填しているところでございます。

○渡邊靖司委員 安定した経営基盤を維持するためには、給水能力などに見合った契約水量の確保が必要であります。

経営状況を判断する指標の一つとして契約率がありますが、室蘭地区、苫小牧地区及び石狩湾

新港地域工業用水の契約率は、前年度末と比べてどのような状況になっているのか、今後の経営見通しも併せて伺います。

○奥河工業用水道課長 各工水の経営についてでございますが、給水能力に対する契約水量の割合を示す契約率は、令和3年度末において、室蘭が前年度末と同じく89.8%、苫小牧は0.1ポイント増の70.1%、石狩は5.1ポイント増の32.4%となっています。

室蘭工水は今後も高い契約率を維持できる見通しであり、苫小牧工水では、今年度から勇払地区のバイオマス発電所へ新たに給水を始めましたことなどにより、契約率は73%を超え、さらなる収益を確保できる見込みでありますことから、両工水とも、引き続き、安定した経営を堅持できるものと考えております。

また、石狩工水につきましても、石狩市内に建設されたバイオマス発電所の本格運転による契約水量の増加によりまして、今年度末の契約率は52%となる見通しでございます。今後とも、事業運営や施設整備に必要な資金に対し、料金収入はなおも不足が見込まれますことから、さらなる経営改善に努めていく考えでございます。

○渡邊靖司委員 3工水の中でも、石狩工水については、契約率が上昇し、経営改善の兆しが見えるとはいえ、石狩工水単体での収支は赤字とのことでした。

そこで、石狩工水の今後の経営改善にどのように取り組む考えなのか、伺います。

○田中芳憲委員長 企業局次長阿部武仁君。

○阿部企業局次長 石狩工水の経営についてでございますが、石狩工水は、経済のグローバル化や産業構造の変化により、見込んでいた需要が得られず、赤字を継続し、不足する運転資金を一般会計から借り入れるなど、依然として厳しい経営状況でございます。

こうした中、近年、食品関連の物流センターの開業やバイオマス発電所の本格運転の動きなどもあり、給水収益が着実に増加しており、効率的な事業運営に努めることで、令和7年度には資金不足に対する一般会計からの長期借入金が必要となり、返済が可能となる見込みでございます。

企業局といたしましては、今後とも、水管橋などの耐震化や施設の計画的な改修に適切に対応し、安定供給に努めるほか、引き続き、新たな需要として期待されます新エネルギー関連企業の動向なども注視し、関係部局と連携を強化しながら、さらなる契約水量の増加を図りますとともに、支出の抑制に不断に取り組むなどして、経営改善に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○渡邊靖司委員 産業構造の変化や水のリサイクル技術の向上等により、水需要の減少が見込まれるなど、工業用水事業を取り巻く環境は厳しさを増しております。

こうした中でも安定した経営を維持するためには、受水企業を着実に増やし、安定した収入を確保する必要がありますが、需要開拓にどのように取り組まれようとしているのか、伺います。

○奥河工業用水道課長 需要開拓についてでございますが、企業局では、外部有識者で構成する工業用水道事業経営懇談会からの助言も踏まえまして、情報発信効果を高めるため、SNSを通じ

た広告のほか、コストの優位性や安全な水を持続的に利用できるといった工業用水のメリットを紹介する動画を発信するなど、契約水量の増大に向けて取り組んでいるところでございます。

今後は、ゼロカーボン社会の実現に向けた動きなどを踏まえまして、立地が進展しております再生可能エネルギー関連企業などに需要開拓のターゲットを重点化するとともに、現地見学の受入れや関連産業の展示会におけるブース訪問など、立地を検討される企業の多様なニーズに対応するきめ細かな営業活動を一層強化し、受水企業の着実な増加につながるよう、引き続き取り組んでいく考えでございます。

○渡邊靖司委員 次に、漏水対策について伺います。

近年、我が国においては、大規模地震や豪雨といった激甚な災害等が頻発しており、老朽化したインフラ施設の事故などのリスクも高まっております。

本年5月には、愛知県にある取水堰で漏水が発生し、工業用水についても、必要な給水量の3割程度しか供給できないなど、ユーザーに対して大きな影響があったと承知しております。

本道においても、災害等により工業用水の供給が止まることのないよう十分な対策が必要と考えます。

そこで、何点か伺います。

まず、企業局においては、愛知県の取水堰と同様の施設はどの程度あるのか、また、今回の漏水を踏まえ、どのような対応を取ったのか、伺います。

○田中芳憲委員長 工業用水道施設整備担当課長川野宏之君。

○川野工業用水道施設整備担当課長 漏水対策についてであります。道の工業用水道施設では、愛知県と同様の取水堰を苦小牧工水の第1施設と第2施設に有しており、愛知県での漏水事故を契機に、6月に経済産業省から依頼を受け、緊急点検を実施した結果、取水堰に異常がないことを確認したところであります。

企業局では、これまでも、取水堰はもとより、ポンプや発電設備などの全ての施設で日常の巡視点検を行い、異常がないかを確認してきており、今後も、漏水や故障などの予兆を見逃さないよう、しっかりと巡視を行うとともに、定期点検や維持修繕を通じて、適切な施設の保全に努め、ユーザーの皆様にも良質な工業用水を安定的に供給してまいります。

○渡邊靖司委員 大規模な地震が繰り返し発生している本道において、被災する可能性が高い配水管などの施設については、被害を最小限にとどめるため、これまでも計画的に耐震改修事業を進めてきたと聞いております。

工業用水道に漏水などの事故が起こらないよう、地震などの災害に備え、引き続き、施設の強靱化を図る必要がありますが、施設の耐震改修の状況はどのようになっているのか、伺います。

○川野工業用水道施設整備担当課長 耐震改修についてであります。企業局では、これまでも、配水管の劣化度調査や施設の耐震診断の結果を踏まえ、必要な耐震対策を進めており、室蘭工水では、令和8年度の完成を目指し、令和3年度から幌別ダムの放流設備等の耐震補強工事を実施しているほか、苦小牧工水では、過去に漏水が発生した区間の管路において、令和元年度か

ら耐震管に改修する工事を進めており、令和7年度で全ての工事が完了する見込みであります。

また、石狩工水では、昨年度から、伏籠川水管橋や取水管理橋の耐震化に必要な工法などを検討するため、耐震補強調査を行っております。

○渡邊靖司委員 地震などの自然災害などにより、万が一、漏水事故等が発生した場合においても、早期の復旧を図り、立地企業の生産活動への影響が最小限となるよう対応することが重要であり、そのためには、あらかじめ、業務継続計画、いわゆるBCPを策定しておくことが必要と考えます。

経済産業省は、令和7年度までにBCPの策定率を100%にすることを目標に、ガイドラインを示して、全ての工業用水道事業者の計画策定を促進しているとのことですが、企業局の計画策定状況について伺います。

○奥河工業用水道課長 業務継続計画についてであります。企業局では、社会的な影響の大きい感染症が発生した場合には、道の定めた行動計画に基づいて業務継続を行っておりますほか、大規模地震時の管路の被害を想定し、人員や資機材などが限られた状況下であっても、業務を適切に執行することを目的といたしました。工業用水道事業の業務継続計画を令和3年度に策定したところでございます。

こうした中、令和4年5月に、経済産業省から全国の工水事業者に対しまして、策定率の向上と策定済み事業者の業務継続計画のさらなる改善を目指し、地震をはじめ、水質汚染や濁水などのリスクに着目いたしました計画策定のガイドラインが示されておりました。企業局といたしましては、このガイドラインを参考に、既に策定をしている地震時の業務継続計画について、年度内をめどに改定いたしますとともに、他の事象に関しましても、発生状況や緊急性を考慮しながら、引き続き、必要な見直しに取り組んでまいりたいと考えてございます。

○渡邊靖司委員 工水の供給に必要な様々な施設の改修等は、施設の稼働状況や今後の需要見込みを踏まえて行う必要があります。安定した供給を維持するためには、必要な工事を計画的に実施することが重要と考えます。

企業局は、今後の施設整備にどのような考え方で取り組もうとしているのか、伺います。

○田中芳憲委員長 企業局長佐藤隆久君。

○佐藤企業局長 今後の施設整備についてでございますが、工業用水道は、地域の産業振興に必要な不可欠なインフラでございます。将来にわたり安定的な供給を維持するためには、厳しい経営環境の中におきましても、限られた財源を有効に活用し、施設の整備や維持修繕を計画的に行っていくことが重要と考えております。

このため、企業局では、施設の長寿命化計画の中に、点検などで発見された損傷が軽微な段階で維持修繕を行います。予防保全の考え方を取り入れ、施設の長寿命化に取り組みますとともに、施設更新の際は、劣化度や重要性を精査し、優先順位を定め、適切な時期に更新を行うことによりまして、ライフサイクルコストの最適化や投資の平準化に努めているところでございます。

企業局といたしましては、今後の大規模改修におきましても、将来の工水需要やユーザーの皆

様のニーズなどを踏まえまして、経営に与える影響などを総合的に勘案し、計画的な整備に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○渡邊靖司委員 工業用水道事業の今後の経営について伺います。

本道の工業用水道は、道内経済の発展を支えるインフラ施設として、将来にわたり持続可能な経営が求められます。

工業用水道事業会計としては、11期連続の黒字であり、繰越欠損金の解消が図られるなど、これまでの経営努力の成果も見られますが、災害対策や施設の老朽更新、石狩工水をはじめとした需要開拓などの課題を抱えており、今後も厳しい経営状況が続くことと考えます。

企業局として、工業用水道の果たすべき役割をどのように捉えており、工業用水道事業が抱える経営上の様々な課題を踏まえ、今後どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

○田中芳憲委員長 公営企業管理者野村聡君。

○野村公営企業管理者 工業用水道事業の今後の経営などについてでございますが、企業局の工業用水道は、道内の主要な工業地域の企業活動に必要な不可欠なインフラでございますが、こうした企業に安全、安心で安価な水を安定的に供給する役割を担いますとともに、石油精製企業や火力発電所に加えまして、近年は、バイオマス発電所への供給を通じて、道内のエネルギー生産をサポートしておりますほか、幌別ダムにつきましては、大雨時の事前放流による洪水対策にも積極的に関わるなど、本道の暮らしと経済を下支えしているところでございます。

一方、この工水事業の経営は、令和3年度末の未処理欠損金を解消するなど、改善が進んでおりますが、産業構造の変化に加えまして、節水技術の向上などから、水需要が減少し、工業用水の利用が伸び悩んでございます。

また、室蘭や苫小牧の施設は、事業開始から50年以上を経て、老朽化も進行し、施設の耐震化が不可欠であるなど、引き続き厳しい経営環境にございます。

こうした中、工水を供給している地域では、新エネルギー関連企業の立地や脱炭素社会の構築を目指した取組が動き出してございまして、こうした動きを注視し、関係機関と連携を強化しながら、必要な水の供給に努めていくことが重要と考えてございます。

企業局といたしましては、こうした課題や新たな動きに的確に対応していくため、新エネルギー関連産業や食品関連産業など、新たな分野の受水企業の開拓を積極的に展開いたしますとともに、デジタル技術の活用や事業の平準化などにより、経費の抑制に努めるほか、工水の安定供給に向け、ユーザーの皆様の御意向もしっかり伺いながら、中長期的な視点に立って、災害に強い施設を目指して、計画的な改修を進めるなど、公営事業者としての役割と責任をしっかりと果たしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○渡邊靖司委員 ありがとうございます。

次に、電気事業会計について伺います。

【決算特別委員会 11月7日 第3号】

企業局では、現在、9か所の水力発電所を運営しているとのことですが、電気事業会計における令和3年度の決算状況について伺います。

○田中芳憲委員長 発電課長寺崎将君。

○寺崎発電課長 令和3年度の電気事業決算についてでございますが、電力料収入などの経常収益が56億400万円、人件費などの経常費用が25億4700万円となり、経常利益は、前年度から6億2100万円増加の30億5600万円、この経常利益から特別損失などを差し引いた純利益は、前年度から6億3900万円増加の30億3800万円となったところでございます。

純利益が増加した主な要因は、融雪出水や降雨によるダム流入量が平年を上回ったことによりまして、令和3年度の発電量が前年度対比で11%ほど増加し、電力料収入が伸びたことなどでございます。

また、内部留保資金につきましては、純利益の増加により、前年度から10億9300万円増加の84億4600万円となったところでございます。

○渡邊靖司委員 令和3年度は、販売電力量も増え、純利益、内部留保資金ともに増加し、経営は安定していると受け止めましたが、近年、国内においては、大雨による水害の激甚化や大規模な地震による被害が増加しております。

経営の安定化に向けては、自然災害に備えていくことが重要と考えますが、企業局はどのような取組を行っているのか、伺います。

○田中芳憲委員長 発電制御室長長谷匠美君。

○長谷発電制御室長 自然災害への対応についてであります。企業局では、大規模な地震発生などを想定し、職員の迅速な対応や本局と各管理事務所との連携を確認するため、毎年度、独自の防災総合訓練を実施しているところでございます。

また、令和2年度に、鷹泊、ポンテシオ、清水沢の三つのダムについて、河川管理者である国などとダムの事前放流に関する治水協定を締結し、放流ゲートを有する鷹泊ダムでは、一定以上の降雨が予想される場合、事前に放流を行い、ダム貯水池の空き容量を確保する運用を行うこととしているほか、この協定の実効性を確保するため、洪水対応演習を国などと合同で実施するなど、災害時における対応力の強化を図っております。

発電施設やダムの地震対策については、これまでの調査結果を踏まえ、令和3年度に沼の沢取水堰周辺の地滑り対策を実施したほか、来年度以降、鷹泊発電所の建屋やポンテシオ発電所の導水設備などの耐震工事を進めてまいります。

以上でございます。

○渡邊靖司委員 自然災害に対応するとともに、電力の固定価格買取制度、いわゆるFITの終了後も持続的に収益を確保し、将来にわたって電気事業を安定的に運営していくためには、発電電力量の増加を図ることに加え、運転開始から50年以上が経過した施設も抱えていることから、計画的な施設の改修が必要と考えますが、今後の施設整備をどのように進める考えなのか、伺います。

○田中芳憲委員長 発電施設整備担当課長泉山浩一君。

○泉山発電施設整備担当課長 今後の施設整備についてであります。企業局では、国の電力システム改革に的確に対応し、電力の安定した供給を行うため、平成29年3月に北海道発電施設長寿命化計画を策定し、毎年見直しを行い、発電施設の修繕や更新を計画的に実施しており、これまでに、老朽化が著しい滝の上発電所と清水沢発電所を改修したほか、今年度は、岩尾内発電所の改修に向け、実施設計に着手しているところです。

また、経営基盤を強化していく上で、既存施設の発電量を増加するリパワリングは、有効な手法であるため、昨年度からの3か年工事を滝下発電所で実施し、年間約80万キロワットアワーの発電量の増加を見込んでおります。

今後も故障に伴うリスクなどを勘案し、優先度を見極め、老朽化対策やリパワリングなどに計画的に取り組み、電力の安定供給に努めてまいります。

○渡邊靖司委員 発電電力量の増加を図るには、送電線の空き容量が少ないことが制約となります。

国においては、再生可能エネルギーの導入促進に向けて、系統制約を解消するため、既存の系統を最大限活用する取組、いわゆる日本版コネクト&マネージの具体化を進めていると承知しておりますが、道内における取組の状況はどのようになっているのか、また、企業局では、この新たな系統接続方法に対し、どう対応しようとしているのか、伺います。

○長谷発電制御室長 系統への接続についてであります。本道では、再生可能エネルギーの導入に当たり、新たな電力を接続するための空き容量や出力変動に対する調整力が不足しており、系統制約への対応が課題となっております。

このため、国は、系統の空き容量を柔軟に活用するノンファーム型接続の実施に向けて準備をしており、北電ネットワーク株式会社では、既に基幹系統の受付を開始しているほか、企業局の発電所が接続しているローカル系統についても、令和4年度末に受付を開始する予定と承知しております。

こうしたことから、企業局では、系統の空き容量がなく、これまで出力アップが困難であったポンテシオ発電所について、北電ネットワーク株式会社と系統接続に関する協議を進めており、その結果を踏まえ、年間約50万キロワットアワーの発電量増加となるリパワリングを行い、さらなる発電量の増加に取り組んでまいります。

以上でございます。

○渡邊靖司委員 本道には、多様な再生可能エネルギーが豊富に賦存し、FITを契機に、太陽光や風力、バイオマス発電は、導入実績が大きく伸びているものの、水力発電は横ばいで推移していますが、その要因を伺います。

また、そうした状況にある中、企業局では、水力による新たな電源開発に向け、調査検討を進めていると聞いておりますが、今後どのように新たな水力発電開発に取り組んでいく考えなのか、併せて伺います。

○寺崎発電課長 新たな水力発電開発への取組についてであります。水力発電は、運転過程においてCO₂の排出量が極めて少なく、長期にわたり安定した運転が可能であるものの、経済性のよい地点から順次開発が進められた結果、未開発地点は、奥地化、小規模化しているほか、他の電源に比べて調査から運転開始までの時間がかかることなどが、導入実績が伸びにくい要因と考えられております。

このような状況の中、企業局では、既存の発電所との一体管理が可能で、過去に調査を行った天塩川や夕張川において、事業化の可能性について再評価を行ってきたところでございます。

今後は、こうした取組に加えまして、当局の管理事務所などから、維持管理を行うことができる範囲の地域を中心に、これまで調査を行ってきた河川以外にも範囲を広め、落差が得られる既設の河川工作物を活用した水力発電を含め、調査検討に取り組んでまいります。

以上です。

○渡邊靖司委員 企業局では、水力発電以外の再生可能エネルギーについても、新規電源開発に向けた可能性の調査研究を行っていると聞いておりますが、これまでの調査状況について伺うとともに、今後どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

○寺崎発電課長 水力発電以外の調査研究についてであります。本道は、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど、再生可能エネルギー資源の宝庫であり、企業局では、豊富に賦存する資源の有効活用を図り、ゼロカーボン北海道を実現する観点から、水力発電以外についても導入に関する調査検討を行ってきたところでございます。

企業局では、これまで、道内における事例を踏まえまして、木材や家畜排せつ物を活用したバイオマス発電や、民間企業が太陽光パネルを設置することで初期投資費用が軽減されるPPAモデルなどを検討しましたほか、今年度は、地熱発電の開発可能性について、関係機関と意見交換や情報を共有し、調査研究を進め、経済性の評価や課題の抽出を行ってきているところでございます。

今後も引き続き、地熱発電をはじめとする再エネ発電について、道総研など関係機関とも連携を図り、新たな事業化の可能性について検討を進めていく考えであります。

以上です。

○渡邊靖司委員 次に、再生可能エネルギーの推進について伺います。

企業局では、ゼロカーボン北海道の実現に向け、自ら再生可能エネルギーの導入拡大に取り組む一方で、エネルギーの地産地消の拡大に向け、市町村などが行う地域の取組を支援することも期待されております。これまでの地域支援の実績及び今後の取組を伺います。

○寺崎発電課長 地域支援についてであります。企業局では、平成17年度に電気事業を通じて蓄積してきた技術やノウハウを提供する地域新エネルギー導入アドバイザー制度を創設し、令和3年度までに130件の相談を受け、アドバイスをを行ったところでございます。

また、令和元年度から沼の沢取水堰発電所を活用した現地研修会を開催し、64名の市町村職員が参加するなど、地域における再生可能エネルギーの導入に向け支援をしてくるきておりまして、こ

のような取組の結果、滝川市において遊休地を活用した太陽光発電が始まったほか、上水道施設への小水力発電は、美幌町に加えまして、令和3年度には、新たに津別町で導入されたところでございます。

今後も、アドバイザー制度など様々な手法を活用して、市町村などに助言や情報の提供を行いますとともに、市町村が所有する上水道施設において小水力発電の導入拡大が期待できますことから、市町村に対し、現地調査を踏まえた発電計画の検討を促すなど、地域の再生可能エネルギーの普及促進に取り組んでまいります。

以上です。

○渡邊靖司委員 続いて、官学連携について伺います。

企業局では、大学などと連携協定を締結し、再生可能エネルギーの開発を担う技術者育成を目的とした事業を進めていると聞いておりますが、昨年度の実績と今後の対応について伺います。

○寺崎発電課長 技術者育成を目的とした事業についてであります。企業局では、地域の再エネ導入を担う人材育成を目的に、室蘭工業大学、日本工学院北海道専門学校、室蘭工業高校と、幌別ダムを活用した小水力発電の設置に向け、企業局職員の助言の下、学生自ら設計や機器の製作などに取り組む官学連携事業を行っておりまして、昨年度は、講座を延べ23回開催したところでございます。

これまで、大学と専門学校では発電設備の設計などに、高校では流量観測の実習などに取り組んでおりまして、今後は、水車発電機を組み立て、設置し、運転開始後の保守管理も学んでいただく予定でございます。

企業局といたしましては、本事業により、学生たちが、水力発電に関する基礎技術を習得し、将来、関連分野で活躍することを期待しますとともに、ゼロカーボン北海道の実現に向け、将来の地域エネルギー事業の中核を担う技術者の確保は、全道の課題でもありますことから、今後においては、本事業の成果を踏まえまして、他の地域においても、教育機関と連携するなどして、地域特性を考慮した再生可能エネルギーを題材に出前講座の開催などを検討し、育成に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○渡邊靖司委員 企業局では、平成29年度から令和3年度までの5年間にわたり、電気事業会計から新エネルギー導入加速化基金へ60億円の繰り出しをいたしましたが、事業の成果をどのように評価しているのか、伺います。

○阿部企業局次長 新エネルギー導入加速化基金についてでございますが、企業局では、地域資源を活用した再エネの導入を促進するため、平成29年度から令和3年度までの5年間で60億円を一般会計の新エネルギー導入加速化基金に繰り出したところでございます。

経済部では、この基金を活用して、地域におけるエネルギーの地産地消の先駆的なモデルづくりに取り組みますとともに、地域における機運醸成を図るセミナーの開催や、市町村へのコーディネーターの派遣などを通じた裾野の拡大、さらには、計画づくりや新エネ設備の設計、導入に

対して助成を行い、5年間で延べ128市町村の取組を支援したところでございます。

企業局といたしましては、こうした施策を通じ、道内各地域におきまして、新エネ設備の導入はもとより、地域の創意工夫を生かした新エネルギーの導入に向けた多様な動きの広がりが見られていると考えており、基金は有効に活用されたと受け止めているところでございます。

以上です。

○渡邊靖司委員 現在、道では、ゼロカーボン北海道の実現に向け、様々な取組を進めております。

企業局は、電気事業を通じて、今後、本道における再生可能エネルギーの導入拡大にどう貢献していく考えなのか、伺います。

○佐藤企業局長 ゼロカーボン北海道の実現に向けた、企業局におきます再エネ導入拡大についてでございますが、ゼロカーボン北海道の実現に向けまして、道では、本道に豊富に賦存する再生可能エネルギーを最大限活用していくことを重点的な取組の一つとして位置づけております。

企業局といたしましても、こうした取組を進めるため、引き続き、鷹泊発電所など、九つの水力発電所におきまして、CO₂を排出しないクリーンな電力を安定的に供給いたしますほか、リパワリングや新規電源開発などにも取り組んでまいります。

また、地域新エネルギー導入アドバイザー制度や、経済部が企業局など関係機関と連携し設置いたしましたワンストップ窓口などを通じまして、再エネの導入を目指す市町村などの取組を支援いたしますとともに、官学連携事業により地域の技術者の育成に努めてまいります。

加えて、企業局では、これまでも、電気事業で得られた利益の一部を活用し、地域のエネルギー地産地消の取組への支援や、道有施設への率先導入を行う経済部の新エネルギー導入加速化基金に繰り出しを行ってきたところでございます。

なお、経済部では、エネルギーの地産地消などをさらに進めるため、今年度から5年間で新たに60億円規模の取組を講じることとしておりまして、企業局といたしましても、本道の再エネ導入拡大の観点から、この5年間に必要な額を基金に繰り出す考えでございまして、これらの取組を通じて、その推進に貢献してまいります。

以上でございます。

○渡邊靖司委員 最後に、今後の事業運営について伺います。

北海道の経済や住民の暮らしを支える電力の安定供給に加え、ゼロカーボン北海道を推進していく上でも、企業局の電気事業の果たす役割は重要になってまいります。

電力システム改革が進み、社会経済情勢も変化しているほか、施設の老朽化や自然災害への対応など様々な課題もある中、企業局における電気事業の今後の役割をどのように考え、どのように運営していく考えなのか、伺います。

○野村公営企業管理者 今後の電気事業の運営などについてでございますが、企業局は、これまで、経済性の発揮や公共の福祉の増進という公営企業の基本原則を堅持してまいりました。電気事業におきましても、この点は何ら変わるものではございません。水力発電所の建設、運営を通

じまして、クリーンな電力を供給してきたところであり、今後も持続的かつ安定的に電力を供給することが電気事業の責務と考えてございます。

企業局としては、こうした責務を果たすため、中長期的な経営戦略の下、F I Tの活用により得られた利益などを原資に、老朽施設の更新や施設の長寿命化、耐震化の取組を計画的に進めますほか、既存施設の発電量を増加するリパワリングや新たな水力発電を含む再生可能エネルギーの事業化を検討いたします。

また、企業局におきましては、脱炭素化やSDGsといった今日的な視点が経営にも強く求められているところであり、温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする高い目標に向けても、道内の再エネ供給の一翼を担ってきた企業局といたしまして、引き続き、貢献していくことが重要と考えてございます。

このため、将来にわたる再エネのさらなる供給に加え、企業局に蓄積された技術やノウハウを活用し、市町村の再エネ導入の取組を積極的に支援いたしますとともに、電気事業で得られた利益の一部を、施設の改修計画や経営リスクを見据えながら、地域の地産地消の取組の支援などを行う経済部の新エネルギー導入加速化基金に、これまで同様、令和4年度以降、5年間繰り出すなど、道の施策と連携を深め、ゼロカーボン北海道の実現に向けても、電気事業としてその役割を果たしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○渡邊靖司委員 以上で質問を終わります。

○田中芳憲委員長 渡邊委員の質疑は終了いたしました。

山根理広君。

○山根理広委員 それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、工業用水道事業会計について伺ってまいります。

令和3年度の経常利益は、前年度に比べ8000万円程度減少し、また、経営の健全度を示す経常収支比率は、4.2ポイント低く、109.6%となりましたが、減少した要因は何か、お伺いいたします。

○田中芳憲委員長 工業用水道課長奥河俊明君。

○奥河工業用水道課長 令和3年度決算の経常利益についてであります。経常収益は、令和2年度に一時金として受け入れた、大口ユーザーの契約水量の減量に伴う負担金の減少などによりまして、前年度から1億100万円減少して21億1400万円となりました一方、経常費用は、委託料の減少などにより、1800万円減少して19億2900万円となりましたことから、経常利益は、前年度から8300万円減少し、1億8500万円になったところでございます。

こうした結果、経常費用に対する経常利益の割合である経常収支比率は、4.2ポイント減少し、109.6%となりました。

企業局といたしましては、今後とも、料金収入の確保はもとより、維持管理経費の節減に努めるなど、経常収支の改善に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○山根理広委員 次に、純利益についても昨年度と比べ減少していますが、その要因について伺うとともに、令和3年度においても未処理欠損金が生じている状況にあります。未処理欠損金の状況と解消される見通しについてお伺いいたします。

○奥河工業用水道課長 純利益及び未処理欠損金についてであります。経常利益は1億8500万円となりましたものの、過年度消費税の追加納付に係る延滞税等の支出によります特別損失8300万円を差し引いた結果、純利益は、前年度から1億6600万円減少し、1億200万円となりました。

こうした結果、未処理欠損金は1億2700万円に減少し、条例に基づく会計処理によりまして、一般会計からの補助金を充てて欠損金の解消を図ったところでございます。

○山根理広委員 次に、税務調査による申告の誤りについて伺ってまいります。

令和2年度に札幌国税局が実施した税務調査により、消費税の申告誤りを指摘され、過去5年分の修正申告納付を令和3年度に実施し、特別損失8000万円程度が生じております。

課税対象となる特定収入の認識の違いが要因と承知しますが、追加納付額は全体で幾らとなり、追加納付に係る今後の影響について所見をお伺いいたします。

○奥河工業用水道課長 消費税の追加納付についてでございますが、令和2年度の税務調査におきまして、課税対象となる収入の取扱いについて、国税局から見解が異なるとの指摘がありましたことから、企業局では、これに従い、令和3年度に延滞税等を含めて2億7700万円を納付したところでございます。

この追加納付に当たりまして、室蘭工水分及び苫小牧工水分につきましては、これまで蓄積しました内部留保資金を財源とした一方で、石狩工水分につきましては、企業局の電気事業会計からの借入金を財源としており、令和7年度から返済をする見込みでございます。

企業局といたしましては、内部留保資金の確保に努めますとともに、石狩工水に係る電気事業会計への返済に支障が生じませんよう、今後とも、経営戦略に基づく取組によりまして、なお一層の収支改善に努めてまいります。

○山根理広委員 多額の追加納付となっておりますが、同じ轍を踏まないように、当然のことながら再発防止に取り組んでいると考えますが、どのような職種に対し、どのような取組を実施しているのか、お伺いいたします。

○田中芳憲委員長 企業局次長阿部武仁君。

○阿部企業局次長 納税に係る申告誤りの再発防止についてでございますが、消費税の追加納付は、法令解釈における国税局との見解の相違によるものであります。その背景として、職員の税制に関する知識や組織としてのチェック体制が十分ではなかったものと考えております。

このため、企業局では、専門的な知識習得と実務能力の向上を図りますとともに、組織全体でのチェック機能を強化するため、局独自の消費税関連業務事務処理マニュアルを作成しましたほか、局全体の職員を対象とした、専門家による実践的な研修会を実施してきたところでございます。

また、専門的な事項に疑義が生じた場合には、税務署に速やかに確認することとしましたほか、監査法人などと契約を結び、助言を受けられる体制を構築するなど、再発防止に向けた取組を進めているところでございます。

企業局といたしましては、これらの取組を通じまして、今後、こうした事態が二度と起こらないよう、適正な企業会計事務の遂行に全力を尽くしてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○山根理広委員 次に、石狩工水について伺ってまいります。

令和3年度における給水能力に対する契約水量の割合は、室蘭地区及び苫小牧地区では、それぞれ、89.9%、70.1%と比較的高い割合であり、収支均衡が図られている一方、石狩湾新港地域では32.4%にとどまっており、営業収支比率も20.7%となっております。

収支均衡から程遠い状況についての認識を伺うとともに、今後の契約の見通しについてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○奥河工業用水道課長 石狩工水の契約率等についてでございますが、石狩工水は、経済のグローバル化や産業構造の変化によりまして、見込んでいた需要が得られず、赤字を継続し、不足する運転資金を一般会計から借り入れるなど、依然として厳しい経営状況にあるものと認識してございます。

こうした中におきましても、新エネ産業が新たな需要として期待されておきまして、今年度は、バイオマス発電所の本格運転によりまして契約水量の増加により、石狩工水の契約率は52%となる見通しとなっております。

企業局といたしましては、今後とも、関係部局との連携を強化しながら、さらなる需要拡大によりまして料金収入の確保に努めるなど、収支の改善に向けて取り組んでいくと考えてございます。

○山根理広委員 新規受水及び増量の確保に向け、庁内関係部局等で構成する需要開拓促進連絡会議において情報共有や連絡強化を図っており、さらに、外部有識者から成る工業用水道事業経営懇談会の助言を受けながら各種取組を実施していますが、令和3年度における取組実績と、どのような効果があったのか、お伺いいたします。

○奥河工業用水道課長 石狩工水の需要開拓についてでございますが、企業局では、外部有識者の方々に構成いたします工業用水道事業経営懇談会から頂いた、インターネットによるPR強化などの御意見も踏まえまして、令和3年度は、石狩工水の特徴やメリットを紹介する動画を新たに制作しまして、インターネットを活用した情報発信の充実強化に努めましたほか、道内外の企業が参加する展示会を活用しまして、工業用水の利用が見込まれる企業のブースを訪問してPRを行うなど、より効果的となる取組を行ったところでございます。

また、地域の脱炭素化に向けた動きも注視いたしまして、石狩市や関連機関とも連携を図りながら、立地企業などへの需要開拓に努めてきたところでございまして、契約水量の拡大が図られてございます。

○山根理広委員 経営戦略における令和3年度の契約率の目標は31%であるため、目標が達成さ

れたと考えますが、経営戦略が策定されて以降、どのような企業と契約を締結されてきたのか、お伺いいたします。

○奥河工業用水道課長 石狩工水の契約実績についてでございますが、石狩湾新港地域におきましては、自動車などの小売業や倉庫業など、様々な企業の立地が進んでおりますが、工業用水を使用する企業は一部の業種に限られているところでございます。

こうした中、企業局では、経営戦略で掲げた契約率の目標達成に向けて、需要の開拓に努めてきたところでございまして、経営戦略の策定以降では、バイオマス発電所や、物流センターを新たに稼働する事業者と新規の給水契約を締結してきたところでございます。

○山根理広委員 近年の石狩地域への進出案件は、必ずしも水需要につながらない業態が多い状況であります。

工水事業の立場からすると、水を多く使用する企業が立地しなければ、経営にいい影響をもたらすとは言い難く、企業誘致に当たり、企業局が主体性を持った需要開拓が必要であると考えますが、所見をお伺いいたします。

○奥河工業用水道課長 石狩工水の立地企業への対応などについてであります。石狩湾新港地域では、当初見込んでおりました食品関連企業の立地が進展しない一方、水の使用が少ない物流関連企業の進出が多く、工水需要の大幅な増加は難しい状況と認識してございます。

こうした中、企業局といたしましては、今後のさらなる需要開拓に向けて、誘致活動に精通している関係部局や地域との連携を強化していくことはもとより、新たな期待が寄せられる再生可能エネルギー関連企業等に需要開拓のターゲットを重点化するとともに、多様なニーズにも対応したきめ細かな営業活動をさらに進めまして、石狩工水の経営改善につながるよう取り組んでまいります。

○山根理広委員 次に、施設の耐震化について伺ってまいります。

経営戦略において、管路については、工水別に管路の耐震化率の目標数値が示されていますが、管路以外の施設の耐震化については、令和元年度までに実施した耐震診断結果を踏まえ、令和2年度以降、施設の重要性や劣化度合いなどから優先度を設定し、耐震化計画を策定するとされておりますが、経営戦略策定以降、耐震化が必要な施設がどの程度存在し、どのように計画を立て実施していく考えなのか、お伺いいたします。

○田中芳憲委員長 工業用水道施設整備担当課長川野宏之君。

○川野工業用水道施設整備担当課長 施設の耐震化についてであります。企業局では、令和元年度までに、放流設備のほか、浄水場やポンプ場など、全ての施設の耐震診断を終えており、今後発生が予見される大規模な地震により、施設の一部に変形や亀裂が生じるおそれがあるとの診断結果を基に、重要性の高い施設から、これらの損傷が給水に与える影響の程度を検証した上で、耐震化の必要性について、順次、検討を行っております。

また、幌別ダムの放流設備等は、重要性が高く、速やかに耐震性を図ることが必要なことから、耐震補強事業を平成30年度に着手し、令和8年度の完成に向け取り組んでいるところであり

ます。

企業局としては、配水管を含めた施設について、劣化度や重要度を基に優先順位を定めるとともに、ユーザーの皆様の意見や今後の工水需要なども踏まえ、経営に与える影響などを総合的に勘案し、計画的に改修に取り組んでまいります。

○山根理広委員 本道経済において不可欠な給水事業であります。

企業局でも事業継続計画を策定しているようですが、特に、本道では、千島海溝・日本海溝の巨大地震が想定され、石狩湾の下水道を管理している建設部や関係する市とも連携し、俯瞰した災害への具体的な備えが必要であると考えますが、所見を伺います。

○奥河工業用水道課長 業務継続計画などについてでございますが、工水事業では、大規模な自然災害時におきましても業務を適切に行えるよう、令和3年度に地震を想定した業務継続計画を策定いたしましたほか、国をはじめ、道や市の関係部局、関係機関と、各種会議や災害対応訓練の機会を通じまして、情報の共有や連携の強化に努めているところでございます。

企業局といたしましては、今年5月に国から示されましたガイドラインを参考に、既に策定している地震時の業務継続計画を年度内をめどに改定いたしますとともに、引き続き、災害時の情報共有や、点検、応急復旧など、関係機関との連携も含めた対応マニュアル等を検証しながら、有事の際の備えに万全を期してまいりたいと考えてございます。

○山根理広委員 次に、幾春別川総合開発事業について質問してまいります。

昨年度、幾春別川総合開発事業の7年間の期間延長及び事業費総額の大幅な引上げを内容とする変更計画が示されました。

この件につきまして、我が会派の同僚議員が、令和3年決算特別委員会において、石狩工水の経営や一般会計繰り出しへの影響についてただし、企業局からは、本計画変更における負担の増加による影響は大きいものとの認識が示され、さらに、国に対し、年度ごとに負担額を確認し、その内容について、関係部局と協議を行うとともに、中長期収支などへの影響を精査するとの答弁がありました。

令和3年度における負担額の影響はどの程度のものだったのか、また、中長期収支への影響について所見をお伺いいたします。

○奥河工業用水道課長 石狩工水のダム負担金についてでございますが、石狩工水の水源となりますダムの建設が進められている、国の幾春別川総合開発事業に係る企業局の負担分につきましては、各年度のダム建設事業費に基づき国から請求されておりました、令和3年度は1億1400万円で、経営戦略で見込んでおりました4400万円を7000万円上回ったところでございます。

昨年の国のダム基本計画の変更によります総事業費の増加により、企業局の負担総額が23億8000万円となりまして、計画期間が延長された令和12年度までの負担額は、6億2000万円増加したところでございます。

企業局といたしましては、国に対して、関係部局とも連携し、今後、総事業費の増額を一切行わないことなどを強く求めておりました、引き続き、事業の適正な執行を確認してまいりますと

もに、負担金支出の財源となります一般会計からの出資金の受入れにつきまして、関係部局と協議し、経営戦略を踏まえた石狩工水の経営に支障が生じないように努めてまいります。

○山根理広委員 次に、ロシアのウクライナ侵攻による影響について伺います。

本年2月に起こったロシアによるウクライナ侵攻を契機に、燃油等や資材が高騰していますが、工業用水道事業の経営にどのような影響を及ぼしているのか、所見をお伺いいたします。

○奥河工業用水道課長 燃油などの高騰による経営への影響についてでございますが、ウクライナ情勢を含めました国際社会情勢の不安定化による燃油や資材などの高騰によりまして、ポンプ場の運転経費の多くを占めます電気料金や、施設の維持補修などに使用いたします資材の価格が上昇しておりまして、工業用水道事業としては、維持費の節約や工事内容の見直しを行っているところでございます。

企業局といたしましては、今後の物価上昇や電気料金の見直しなどを注視しまして、引き続き、経営に支障が生じないように収支を精査するなど、適切に対応してまいりたいと考えてございます。

○山根理広委員 次に、経営戦略について伺います。

経営戦略の見直しは、戦略の中間年である令和6年度を目途に総合的な検証を行うとともに、社会情勢の変化等により必要に応じて見直すこととされております。

経営戦略の対象期間は令和2年度からとなっておりますが、これまでに、管路以外の施設の耐震化や幾春別川総合開発事業の計画変更等、戦略に盛り込まれていない内容や、新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻による物価高騰等、社会情勢も大きく変動しております。

このような中、戦略の見直しに当たり実施される検証は、正確かつ有効なものとなるのか疑問であります。

中長期的な経営を見通すためにも、戦略の見直しの前倒しも必要と考えますが、所見をお伺いいたします。

○田中芳憲委員長 企業局長佐藤隆久君。

○佐藤企業局長 経営戦略についてでございますが、令和2年度の経営戦略策定後、工業用水道事業にあっては、幾春別川総合開発事業の計画変更に伴います負担金の増加に加えまして、ウクライナ情勢などによる燃油や資材の高騰により、施設の維持費や工事費などが上昇しておりまして、経営に影響を及ぼすことが危惧されるほか、新型コロナウイルスの長期化や、円安、物価上昇によりまして、工水ユーザーの皆様の経済活動への影響も懸念される一方で、世界的に脱炭素化の流れが加速しておりまして、新エネ産業が新たに工水需要として期待されますなど、経営を取り巻く状況が絶えず変化していると認識しております。

企業局といたしましては、今後とも、経営戦略に掲げる目標の達成に向け、時代のニーズに合わせた様々な取組を進めますとともに、施設の効率的な運営や支出の抑制に努め、経営戦略の見直しにつきましては、社会情勢の変化や新たな需要開拓の動向などを踏まえながら、必要な対応を行ってまいります。

以上でございます。

○山根理広委員 最後に、工業用水道は、地域における産業立地条件として必要不可欠な要素であります。地域の活性化や発展させるためにも、社会情勢が変動する中においても、安定的な経営をし、工業用水道を供給しなければならないと考えております。

今後の工業用水道の運営にどのように取り組んでいくのか、所見をお伺いいたします。

○田中芳憲委員長 公営企業管理者野村聡君。

○野村公営企業管理者 今後の工水事業の運営についてでございますが、工業用水道は、供給地域の企業活動や本道経済の発展のために不可欠なインフラであり、ユーザーの皆様が安心して給水を受け続けられるよう、将来にわたって安定的に運営していくことが重要と考えており、世界的な社会経済情勢の不安定化を背景とした燃油や資材の高騰に加えまして、自然災害の増加や脱炭素化の動きなども注視しながら、経営上の様々な課題に対応していかなければならないものと認識しております。

工業用水道事業は、財務上の課題でございました欠損金が令和3年度をもって解消されるなど、経営改善が進む一方で、施設の老朽化が進行しており、耐震化への対応も必要なことから、災害に強く持続的な供給が可能となるよう、計画的な改修や耐震化などに取り組んでまいります。

また、新エネ関連産業などの新たな需要が期待される分野に需要開拓のターゲットを重点化し、きめ細かな営業活動による需要の拡大に努めますほか、事業の平準化などによる経費の抑制など、収支改善に不断に取り組み、持続的な経営が図られるよう努めてまいります。

以上でございます。

○山根理広委員 次に、電気事業会計について伺ってまいります。

令和3年度の営業収益は、前年度と比べ8.7億円増加いたしました。

その要因は、春先の融雪や降雨等によるものと承知しますが、具体的な分析を伺うとともに、今後も増加する見込みなのか、お伺いいたします。

○田中芳憲委員長 発電課長寺崎将君。

○寺崎発電課長 令和3年度決算の営業収益の状況についてでございますが、令和3年度の上期については、暖気に伴う早期の融雪出水により4月の流入量が平年を上回りました。下期については、降雨により12月の流入量が平年を上回りましたことなどから、発電量が前年度対比で11%増加し、電力料収入が伸びたため、営業収益が前年度より増加したものです。

水力発電の予定販売電力量は、過去の発電実績から、定期点検などによる発電停止分を控除するなどして、可能な限り精度を上げて見込みを立てておりますものの、実際の発電量は、その年の融雪による出水や降雨などの気象条件に影響を受けるところでございます。

企業局といたしましては、気象条件に伴う収入の変動がマイナスに作用する場合におきましても、経営への影響が最小限となるよう、適切な運営に努めてまいります。

以上です。

○山根理広委員 次に、売電収入について伺います。

4年後の電力供給をあらかじめ確保することを目的に、毎年、オークションにより、落札電源と容量、価格を決定し、契約を締結する容量市場に参加していますが、これまでの実績と効果についてお伺いいたします。

○寺崎発電課長 容量市場への参加についてであります。容量市場は、市場の管理者である電力広域的運営推進機関が、4年後に発電所を維持する費用の一部を全ての小売電気事業者から拠出金として徴収し、発電事業者に支払う仕組みで、企業局では、本制度が始まりました令和2年度から市場の対象となる五つの非FIT発電所が入札に参加し、各年度とも全ての電源が落札されたところでございます。

契約金額は、令和2年度が1億9400万円、令和3年度は8700万円で、令和6年度と7年度にそれぞれ得られることが確定しておりまして、発電所を維持する費用も確保されたところであり、これにより安定経営に資することになったものと考えております。

以上です。

○山根理広委員 令和2年度から固定価格買取制度が適用されない鷹泊発電所等の売電は、一般競争入札により行われていますが、これまで、令和元年度に令和2年度と令和3年度分の入札を初めて実施し、以前の総括原価方式による売電単価よりも増加したところであります。

令和3年度は、令和4年度から令和5年度分の一般競争入札がされておりますが、総括原価方式による売電単価と比較し、どのような影響があったのか、お伺いいたします。

○寺崎発電課長 一般競争入札による影響についてであります。これまで実施した一般競争入札における売電単価は、令和元年度は、1キロワットアワー当たり10円65銭、令和3年度は、1キロワットアワー当たり13円46銭であり、従来の総括原価方式の最終年度であります令和元年度の売電単価8円64銭と比較しますと、令和3年度は4円82銭上回っております。

これは、一般競争入札を行ったことにより、総括原価では働かなかった競争性が確保されたことや、社会的な関心の高まりなどから、再生可能エネルギーへの需要が増加していることが影響したものと受け止めておりまして、現在の電力市場の情勢を反映した結果と認識しているところでございます。

以上です。

○山根理広委員 今回の一般競争入札は2回目となりますが、令和元年度に実施した入札ではどのような課題があり、その課題に対しどのように見直しを行い、今回の入札において効果はあったのか、伺います。また、2回目の入札を実施し、さらに改善の必要があるものと認識しているのか、お伺いいたします。

○寺崎発電課長 一般競争入札への対応などについてであります。令和元年度の入札では、3者の応札にとどまりましたことから、令和3年度の入札では、より多くの参加者を確保し、競争性を高める必要性があると考え、電力の供給先や財務条件を緩和し、実施したところでございます。

その結果、前回より4者多い7者から応札がありまして、落札単価は1キロワットアワー当たり2円81銭高い13円46銭となり、入札条件の見直しによる効果があったものと受け止めております。

こうしたことも踏まえまして、今後の入札では、一層の効果発現に向けまして、他の公営電気事業者の状況を注視していくとともに、小売電気事業者からのヒアリングなども行いながら、入札条件などの検討を進める必要があると認識しているところでございます。

以上です。

○山根理広委員 容量市場への参加や売電の一般競争入札など、電力システム改革の一環に取り組んでいると考えますが、北海道企業局経営戦略では、売電先の選択肢が拡大し自由度が増す一方、売電単価は、電力市場の影響を受け変動することとなり、料金収入を長期的に見通すことが困難になったほか、売電先の経営状況により料金が回収できなくなる懸念があるとされています。

これまでの容量市場への参加や一般競争入札の結果から、総括原価方式の売電単価以上の効果がある中で、現在においても電力システム改革に対する認識は変わらないのか、お伺いいたします。

○寺崎発電課長 電力システム改革に対する認識についてであります。企業局では、電力の小売全面自由化に対応するため、令和元年度から、非FIT発電所に係る売電契約に当たり、一般競争入札方式を実施したほか、発電事業者の施設維持費をあらかじめ約束する容量市場に参加するなど、これまでの電力システム改革に的確に対応し、経営の安定化に努めてきたところでございます。

なお、現在、国におきましては、従来、小売電気事業者が負担していた送配電設備の使用料の一部を発電事業者が負担する仕組みへの転換の検討が進められるなど、電気事業を取り巻く環境は刻々と変化しておりますことから、こうした国の動向につきまして、より一層、情報収集に努めますとともに、一連の改革に適切に対応していく必要があると認識しております。

以上です。

○山根理広委員 本年2月に起こったロシアによるウクライナ侵攻を契機に、燃油等の高騰により新電力の経営が悪化し、撤退や廃業等が増加しております。

電気事業会計においても、売電単価や資材価格等、経営に影響を及ぼしているのか、所見をお伺いいたします。

○田中芳憲委員長 発電制御室長長谷匠美君。

○長谷発電制御室長 燃油などの高騰による経営への影響についてであります。このたびの国際社会情勢の不安定化によるエネルギー資源の価格高騰などにより、卸電力市場の価格が上昇し、複数の新電力が需要家からの新規契約申込みの一時停止や事業撤退などを余儀なくされていることと承知しております。

そうした中、電気事業への影響については、FITが適用される4発電所や一般競争入札によ

り2か年の単価契約をしている5か所の非F I T発電所の売電単価には変動はないが、燃油や資材の高騰により、施設の電気料金や維持補修などの費用が上昇していることから、施設管理の効率的な執行やコストの削減に取り組んでいるほか、工事発注計画の見直しを行っているところがございます。

企業局としては、今後の物価上昇や電気料金の見直しのほか、非F I T発電所の売電契約先の経営状況などを注視し、適切に対応することにより、安定的な事業運営に努めてまいります。

以上でございます。

○山根理広委員 経営戦略が策定されてから2年が経過し、営業収益等の経常損益や経常収支比率等が既に大幅に乖離している状況であります。今後も乖離が広がる見通しがあるのであれば、見直しが必要と考えます。乖離している要因と認識についてお伺いいたします。

○阿部企業局次長 経営戦略の見直しなどについてでございますが、経営戦略の計画と過去2か年の決算を比較しましたところ、融雪出水や降雨などによる天候の影響を受けて、発電量が増え、営業収益が増加しましたほか、修繕工事や委託における入札減などにより、営業費用が減少したことから、経常損益などで計画と差異が生じている面もあるものと認識しております。

このため、企業局といたしましては、今後とも、経営戦略で定めた基本的な方向性に基づき、営業収益や費用を的確に見積もるなど、持続可能で安定的な経営基盤の強化に努めますとともに、経営戦略の見直しにつきましては、今後の社会情勢の変化や国の電力システム改革の動向などを踏まえながら検討を進め、必要な対応を行ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○山根理広委員 令和3年度の当年度未処分利益剰余金は約37億円となっております。これまでの実績に比べ、多額に生じていると考えますが、その要因と認識を伺います。また、今後について、どのように推移するものと見込んでいるのか、併せてお伺いいたします。

○寺崎発電課長 未処分利益剰余金についてでございますが、令和3年度決算での未処分利益剰余金は、4億2000万円増加し、37億円となっており、その主な要因としましては、発電量が前年度対比で11%増加し、電力料収入が伸びたことによるものであり、効果的な経費節減などと相まって、おおむね安定的な経営が図られた結果ではないかと認識しております。

今後につきましては、天候条件など、予測が容易でない要因もありますが、社会経済情勢の変化なども注視し、効率的な経営に取り組むことにより、事業運営に必要な利益が確保される推移となるよう努めてまいります。

以上です。

○山根理広委員 当年度未処分利益剰余金については、減債積立金や再生可能エネルギー等利用推進積立金へ積み立てると承知しますが、令和3年度における積立実績を伺うとともに、令和3年度までに生じている内部留保資金の状況についてお伺いいたします。

○寺崎発電課長 利益の処分についてでございますが、北海道公営企業条例に基づきまして、令和3年度の純利益30億3800万円のうち、減債積立金に7億7800万円を積み立て、残額の22億6000万

円を再生可能エネルギー等利用推進積立金に積み立てたところでございます。

また、令和3年度末時点での内部留保資金は、前年度から10億9300万円増の84億4600万円となったところでございます。

以上です。

○山根理広委員 伺ったように、毎年、減債積立金や再生可能エネルギー等利用推進積立金へ積み立てを行っており、内部留保資金については増加している状況であります。

膨張する積み立てや内部留保資金について、今後どのように活用するのか、お伺いいたします。

○寺崎発電課長 内部留保資金の活用についてであります。積立金を含めた内部留保資金につきましては、将来の施設改修などの経費に充てるため、法定されている減価償却費も含まれており、今後の企業債の元金償還への充当はもとより、将来の施設の老朽更新や耐震化への対応、リパワリングや新規電源開発など、必要不可欠な経費への充当に加えまして、道の進める政策を支援する観点から、エネルギーの地産地消の取組への支援を行う経済部の新エネルギー導入加速化基金に、令和4年度以降、5年間、必要な額を繰り出す財源としての活用を行っているところでございます。

また、これらの活用に加えまして、経営を取り巻く様々な環境変化に備え、不測の事態に対応するなど、過去の実績も踏まえ、必要額を確保しているところでございます。

以上です。

○山根理広委員 施設改修について伺います。

運転開始以降、50年以上が経過している、鷹泊、川端、岩尾内の3発電所について、計画的に改修を行う予定だと承知しますが、現在、基本設計等の着手をしている岩尾内発電所について、改修の必要性や総事業費、また、供用開始後のランニングコストを含め、投資資金の確保は可能であるのか、お伺いいたします。

○田中芳憲委員長 発電施設整備担当課長泉山浩一君。

○泉山発電施設整備担当課長 岩尾内発電所の改修事業についてであります。企業局では、電力の安定供給を行うため、これまでも滝の上発電所や清水沢発電所を改修してきたほか、北海道発電施設長寿命化計画に基づき、故障に伴う発電停止リスクなどを勘案し、優先度を見極め、計画的に取り組むこととしており、今年度は岩尾内発電所の実施設計に着手したところです。

岩尾内発電所の改修事業費については、経営戦略において30億円程度と想定しており、現時点では、ランニングコストを含めても、売電収入により投資した資金の回収は可能と考えていますが、今後、実施設計の内容を踏まえ、改修工事の具体的な内容や事業費などを精査してまいります。

○山根理広委員 滝の上発電所と清水沢発電所の改修が終わり、今年度は岩尾内発電所の実施設計に着手したということで、順次、改修を行ってきているようではありますが、50年以上が経過している残りの鷹泊や川端を含め、その他の改修にはどのように対応しているのか、再度お伺い

たします。

○泉山発電施設整備担当課長 その他の改修の取組についてであります。企業局では、長寿命化計画を毎年見直し、発電施設の更新や修繕を実施しており、今後については、機器の故障などによる発電停止リスクや耐用年数を勘案し、鷹泊や川端発電所のほか、他の施設についても計画的に改修に取り組んでまいります。

○山根理広委員 経営戦略では、施設改修等の財源として、令和4年度以降、企業債を発行せず、内部留保で賄うことを予定しております。

昨年度の決算特別委員会においても同様の質問をし、企業債残高の比率を全国平均までに改善を図るとともに、施設の老朽更新等の備えとして、内部留保資金を確保するとの答弁に対し、より具体的に道民に示すべき、内部留保の適正規模を道民に示すべきと指摘いたしました。

企業債残高の比率を全国平均までに改善とは、具体的に、いつ達成が見込まれ、その対応はどのように行うのか、内部留保の適正規模の所見と併せてお伺いいたします。

○寺崎発電課長 企業債残高などについてであります。企業局では、経営戦略に基づき、改修に自己資金を充て、企業債への依存体質からの脱却を図るなど、将来の負担をできるだけ減らし、中長期的な視点に立った計画的な経営に取り組んでいるところでございます。

こうした取組により、令和11年度には、料金収入に対する企業債残高の比率を全国平均まで改善を図る目標を設定しており、今後とも、その達成に向け、経営状況なども勘案しながら、企業債の借入れについて対応してまいります。

なお、内部留保資金につきましては、将来の施設の老朽更新や耐震化への対応、さらには、新規電源開発や、時々刻々と変動する経営を取り巻く様々な環境変化を踏まえつつ、その備えとして必要とされる規模を確保する必要があるものと考えております。

以上です。

○山根理広委員 次に、北海道新エネルギー導入加速化基金について伺います。

FIT利益の一部を活用し、道内における新エネルギー導入等の加速化を図る目的で、一般会計の北海道新エネルギー導入加速化基金に平成29年度から5年間で60億円繰り出し予定とされておりますが、令和2年度までの繰り出し実績は39億4000万円と承知しております。令和3年度の繰り出し実績についてお伺いいたします。

○寺崎発電課長 一般会計への繰り出しについてであります。令和3年度の北海道新エネルギー導入加速化基金への繰り出し額は20億5900万円で、令和2年度までの繰り出し額39億4100万円と合わせて、平成29年度からの5年間で60億円を繰り出したところでございます。

以上です。

○山根理広委員 これまで伺ってきたように、営業収益等の増加をはじめ、経営戦略の収支見通しを大幅に超える利益が発生していることや、内部留保が増加している状況であり、企業局においても、地球温暖化対策やエネルギーの地産地消等の貢献に寄与していくことが重要だと考えます。

経営戦略にもうたっていますが、一方で、道全体においても、ゼロカーボン北海道を掲げ、温室効果ガス削減に向け取組を進めていると承知します。先ほど伺ったように、一般会計への繰り出しについては、令和4年度以降、どのような方針であるのか、所見をお伺いいたします。

○佐藤企業局長 令和4年度以降の一般会計への繰り出しについてでございますが、企業局では、地域資源を活用した再エネの導入を促進するため、平成29年度から令和3年度までの5年間で60億円を経済部の新エネルギー導入加速化基金に繰り出したところでございます。

その後、経済部では、エネルギーの地産地消などをさらに進めるため、今年度から5年間で新たに60億円規模の取組を講じることとしておりまして、企業局といたしましても、本道の再エネ導入拡大の観点から、この5年間に必要な額を基金に繰り出す方針であり、これらの取組を通じまして、ゼロカーボン北海道の推進に貢献してまいります。

以上でございます。

○山根理広委員 答弁では、経済部の基金事業に対して必要な額を繰り出す方針とのことでありますが、経済部の事業規模がこれまでと合わせて100億円以上と大きくなることから、企業局としても、その使途に意見を述べるなど、積極的に関与し、繰出金をより有効に使うべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

○佐藤企業局長 新エネ導入加速化基金についてでございますが、経済部では、この基金を活用して、地域におけるエネルギーの地産地消の先駆的なモデルづくりや、地域でのセミナーの開催など、5年間で延べ128市町村の取組を支援してきており、企業局といたしましては、こうした施策を通じ、地域の創意工夫を生かした新エネルギーの導入に向けた多様な動きの広がりが見られていると考えておりまして、基金は有効に活用されたと受け止めております。

企業局では、現在も、事業の認定に協力いたしますとともに、事業の実施に必要な技術的な助言を行っておりまして、今後も、基金が有効に活用されますよう、経済部と連携を深めてまいります。

以上でございます。

○山根理広委員 最後に、これまで数点伺ってきましたが、ゼロカーボン北海道を掲げる道において、再生可能エネルギーの果たす役割は大きく、道営電気事業は、洪水防止への寄与をはじめ、地球温暖化対策やエネルギーの地産地消等の推進、市町村への支援等、地域にも貢献していくことが重要であることから、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○野村公営企業管理者 今後の電気事業の運営についてでございますが、企業局は、水力発電所の運営を通じまして、クリーンな電力を供給し、本道のエネルギー施策の一翼を担ってきたところでございます。

今後におきましても、継続的かつ安定的に電力を供給し、持続可能な経営に努めるため、令和2年度に策定した経営戦略に基づき、FITの活用により得られた利益などを原資に、老朽施設の更新や施設の長寿命化といった取組を計画的に進めてまいります。

また、経営戦略の中でもお示ししているところでございますが、公営企業の役割の一つでござ

います洪水防止への寄与として、令和2年度に、鷹泊など、三つのダムについて、河川管理者である国などとダムの事前放流に関する治水協定を締結しており、災害時における対応力の強化を図ってまいります。

さらには、道が進めるゼロカーボン北海道の実現に向けましては、企業局としてもその役割を果たしていくことが重要と考えており、蓄積された技術やノウハウを活用し、市町村の再エネ導入の取組支援に積極的に取り組みますとともに、電気事業で得られた利益の一部を、施設の改修計画や経営リスクを見据えながら、エネルギーの地産地消の取組の支援などを行う経済部の新エネルギー導入加速化基金に、令和4年度以降、5年間繰り出すなど、道の施策と連携を深め、電気事業としてその役割を果たしてまいります。

以上でございます。

○山根理広委員 道内の再生可能エネルギーの拡大に向けて、水力発電所の運営を通じて、本道のエネルギー施策の一翼を担ってきた企業局の役割は、これからもますます大きいものになっていくと考えております。

その資金が新エネ導入加速化基金において有効に使われているかどうか、繰り出すだけではなく、企業局としても関心を持ち、公営企業管理者の答弁にもあったように、道の施策と連携を深めていくことが重要であると考えます。

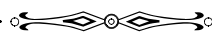
企業局においては、そのようなことを意識した上で、今後の事業運営に挑むように最後に指摘をして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○田中芳憲委員長 山根委員の質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後0時14分休憩



午後1時17分開議

○須田靖子副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企業局所管に関わる質疑の続行であります。

赤根広介さん。

○赤根広介委員 それでは、初めに、工業用水道事業会計についてであります。

工水事業は、過去に、苫小牧市と石狩市において、道が描いた水需要の予測を大きく下回る実情であったことから、国の支援も受けながら健全化に取り組まれましたが、その後も多額の欠損金を抱えることから、経営健全化計画を策定し、現在では、令和2年に策定した経営戦略に基づいて、経営に臨まれているものと承知しております。

そこで、令和3年度の決算は、経営戦略における見通しに照らし合わせて、どのような差異があったのか、まず伺います。

○須田靖子副委員長 工業用水道課長奥河俊明さん。

○奥河工業用水道課長 令和3年度決算と経営戦略の比較についてでございますが、経営戦略は、将来にわたり安定的に事業を行っていくための基本計画でございます。令和11年度までの設備投資やその財源の見通しを明らかにしております。

この戦略におきまして、令和3年度の経常損益は5700万円の赤字の見込みでありましたが、バイオマス発電所への新規給水などによる収益の増加やポンプ等の電力量の節約などによる費用の減少によりまして、決算では2億4200万円改善し、1億8500万円の黒字となったところでございます。

また、消費税の追加納付に係る延滞税等の支出などから特別損失が7300万円増加いたしました。経常損益から特別損失を差し引いた純利益は、計画を1億6900万円上回り、1億200万円となりました。結果、令和7年度までを見込んでおりました累積欠損金については、令和3年度までの純利益と資本剰余金を充てて解消したところでございます。

○赤根広介委員 経営戦略において令和7年度をもって解消されるとしてきた累積欠損金について、本年度に前倒しで解消されたということで、まず、お喜びを申し上げるところであります。

今後は、資本の強化も見通せるようになったと受け止めますが、一方で、室蘭工水、苫小牧工水は、営業開始から50年以上が経過をし、施設の老朽化も著しいものと考えます。

それぞれの老朽化の状況、今後の整備方針がどうなっているのか、伺います。

○須田靖子副委員長 企業局次長阿部武仁さん。

○阿部企業局次長 今後の施設整備についてでございますが、工業用水の給水に重要な役割を果たしております配水管は、室蘭工水、苫小牧工水のいずれもこれまで改修を行ってきており、その結果、法定耐用年数を超過している割合は約3割でございますが、両地区のほとんどの配水管は、地震に強いダクタイル管となっております。

こうしたことも考慮しながら、今後の整備につきましては、ユーザーの御意見を伺うとともに、劣化度調査を行った上で、優先順位を定めて、必要な改修に努めていく考えでございます。

また、管路以外の設備につきましては、室蘭工水では、幌別ダムに付随する放水路や両工水のポンプ設備など、法定耐用年数を超過しているものが多く、これまでも定期点検や維持修繕による長寿命化に努めてきておりまして、今後につきましても、施設の劣化度や重要度を見極めて、長寿命化計画に基づき、更新時期を適切に設定し、ライフサイクルコストの適正化や投資の平準化を図りながら、計画的な整備に取り組んでまいります。

以上です。

○赤根広介委員 これまでも計画的な整備に御努力されてきたというのは、私も承知しております。

そこで、室蘭工水は、唯一、ダムを有して取水を行っておりますが、過去の耐震診断では、構造物の一部に改修が必要との結果であったと聞いております。

幌別ダムは、私の地元である登別市の住宅街に程近く、下流域の住民の安全で安心な暮らしを確保する上でも重要な役割を担っており、例えば、先月10日からの線状降水帯による警報を伴っ

た断続的な大雨の際にも、室蘭の工水事務所の方々が登別市役所をはじめとした関係機関と十分な連携を図り、ダム機能を活用したきめ細やかな洪水調整に懸命に取り組んでいただいたこともあり、河川の氾濫も発生せず、住民の方々の避難を要することもなく、大きな災害になることを免れたと思っております。

そうした意味におきましては、これまでの備えがしっかりと機能したというふうにも考えるところでありまして、今後ともダム施設の適切な保全管理が求められるわけではありますが、幌別ダムの耐震改修の進捗がどのようになっているのか、今後の見通しも併せて伺います。

○須田靖子副委員長 工業用水道施設整備担当課長川野宏之さん。

○川野工業用水道施設整備担当課長 幌別ダムの耐震化についてであります。幌別ダム本体やダムに付随する施設について、今後、発生が予見される地震動のうち、最大規模の強さを想定し、平成28年度から4年間で行った耐震診断では、ダム本体の耐震性に問題はありませんでした。放流設備の一部が変形し、操作に支障が生じる可能性があるとの診断結果があったことから、平成30年度より耐震補強に取り組んでおりまして、令和8年度に完成する見込みとなっております。

また、取水設備の一部についても変形し、水位に応じた効果的な取水に課題が生じるおそれがあることから、現在、水中部の詳細な調査を行っているところでございます。

企業局としては、今後も、耐震改修を計画的に行うことはもとより、施設の整備や維持修繕を適切に行いながら、ダムの管理に万全を期してまいります。

○赤根広介委員 現在取り組んでいる耐震化の工事に関しては、令和8年度に完成するというところで、引き続き、計画的に行っていただきたいと思っております。

一方で、取水設備の一部にも課題があるということでもありますので、これは、言わば、人間でいうと心臓とも言うべき部分だというふうに思っておりますので、また、調査結果などを随時お知らせいただければというふうに思っておりますし、適切な対応を求めておきたいというふうに思っております。

次に、幾春別川についてであります。こちらの開発事業については、先ほども質疑がありました。計画より6億2000万円増加し、総事業費が23億8000万円となったということですが、これらが今後の収支にどう影響を与え、その点についてどのように対処されようとするのか、伺います。

○奥河工業用水道課長 石狩工水のダム負担金についてでございますが、国が令和3年8月に幾春別川総合開発事業に係るダム基本計画を変更し、総事業費が増加しましたことから、企業局としても、関係部局と連携し、今後、総事業費の増額を一切行わないことなどを強く求めてきたところでございます。

この計画変更に伴います総事業費の増加によりまして、これまで17億6000万円でありましたダム建設に係る企業局の総負担額は、6億2000万円増加して23億8000万円となりましたが、企業局では、令和3年度までに13億7000万円を一般会計からの出資金を財源に国に対し支出したところでございます。

今後におきましても、各年度のダム建設事業費に基づき、負担金が請求されますことから、国に対して、毎年、負担額の確認を行い、事業の適正な執行を求めますとともに、今後とも、必要な財源の確保については、関係部局と協議し、経営戦略を踏まえた石狩工水の経営に支障が生じないよう努めてまいりたいと考えてございます。

○赤根広介委員 今答弁いただきましたが、昨今の社会経済情勢を見ていると、まだまだこの負担というものが増加するということが十分懸念されますので、ここはしっかりと国に求める対応などを適切に行っていただきたいということを指摘させていただきます。

石狩工水は、これまでも赤字経営が続いており、近年、バイオマス発電関連の新たな需要などから契約水量が伸びているとはいうものの、一般会計が補助金や貸付金の措置を講じての事業運営であります。

令和3年度の決算でも、石狩工水だけを見ると1億8500万円の赤字であります。経営戦略では、営業運転資金の不足が令和7年度を目途に解消され、一般会計からの長期借入金も不要になると述べられております。

こうした点も踏まえて、石狩工水の今後の経営見通しにどのような所見を持っているのか、また、収支改善に向けてどう取り組まれようとするのか、併せて伺います。

○須田靖子副委員長 企業局長佐藤隆久さん。

○佐藤企業局長 石狩工水の経営見通しについてでございますが、石狩湾新港地域では、物流センターの操業開始やバイオマス発電所の運転開始の動きもあり、給水収益が増加していることなどから、令和7年度には営業運転資金に係る一般会計からの長期借入金が必要となる見込みである一方、今後の耐震化対策などを着実に進めていくためには、財源となる国庫補助金や企業債の確保に加えまして、建設投資資金の不足分に係る一般会計からの借入金が必要となるところでございます。

このため、企業局といたしましては、収支改善に不可欠な需要拡大に、引き続き関係部局と連携し取り組むとともに、支出の抑制に不断に取り組むほか、安定供給に向け、計画的改修を行うため、国や道と協議し、財源の確保に努めるなど、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることにより、収支の改善を図ってまいります。

以上でございます。

○赤根広介委員 道の工水事業は、地域産業の活性化に寄与するばかりではなく、本道経済の発展を下支えする大きな役割を担っており、また、全国的にも珍しいダム施設を有する事業者として、大雨災害時における洪水調整機能も求められるなど、多角的な面から将来にわたって安定的な事業運営を行っていただく必要があります。

公営事業者として、厳しい経営環境の中でも、ユーザーのみならず、社会的ニーズにも対応していく必要がありますが、今後の課題をどう認識し、どのような経営に臨まれようとしているのか、最後に公営企業管理者の所見を伺います。

○須田靖子副委員長 公営企業管理者野村聡さん。

○野村公営企業管理者 工業用水道の今後の経営についてでございますが、企業局の工業用水道は、工業地域の企業に安定的に水を供給する必要不可欠なインフラであり、エネルギー産業への供給を通じ、本道のエネルギー生産をサポートしておりますほか、ただいま御質問にもございました幌別ダムにつきましては、大雨時の事前放流による洪水対策にも積極的に関わってございまして、地域住民の皆様の安全、安心にも寄与していると考えてございます。

工業用水道が今後もこうした役割を果たしていくためには、老朽施設の更新や耐震化が課題でありますことから、事業費の平準化や財源の確保に努め、ユーザーの皆様の御意見も伺いながら、配水管路につきましては、劣化度などによる優先順位に基づき計画的な改修に努めますほか、幌別ダムでは、耐震診断の結果を受け、令和3年度から放流設備の耐震補強工事を進めているところでございます。

また、こうした改修を今後とも適切に行っていくためには、経営基盤の強化を図っていくことが重要であり、新エネルギー関連産業などの新たな分野をターゲットとした需要開拓にも積極的に取り組み、収益のさらなる確保を目指しますとともに、支出の抑制にも努めてまいります。

企業局といたしましては、こうした取組により、経営戦略に基づく安定的な事業の推進に努め、本道経済や道民の皆様の暮らしを下支えしてまいります。

以上でございます。

○赤根広介委員 繰り返しになりますが、道の工水事業は、地域振興、本道経済の発展を支える非常に重要な役割を果たしておりますし、とりわけ、私の地元では、毎年8月に幌別ダムの目の前で「のぼりべつ夏祭り」が開催をされておまして、ここ3年間は残念ながら開催できておりませんが、来年は何とか開催したいということで、今、地元の皆さんもそういう御意向で行動しております。4年ぶりの開催の際には、ぜひ、特別なレアダムカードも御用意していただけますと、非常に地元の皆さんは喜びますし、また、子どもたちも幌別ダムに親しみを持っておりますので、そうした対応も心からお願いを申し上げます。

次に、電気事業会計の質問に移りたいというふうに思います。

令和3年度の電力量は、前年度と比べて11%程度上回っており、電力料収入は8億6800万円増加しているなど、昨年度の経営は順調なものだったと受け止めております。

こうした中、国においては、本年4月にF I P制度の創設などを柱として改正した再エネ特措法が施行されたほか、電力システム改革の取組も加速している状況にあります。

この改革については、昨年度もただしておりますが、電力の小売完全自由化を踏まえ、非F I Tの売電契約は、令和2年度から一般競争入札に移行し、昨年度には、入札条件の緩和を行った上で、令和4年度からの2か年契約を締結していくとのことでありました。

そこで、その入札結果と経営への影響はどのようになっているのか、また、非F I Tの収入は、経営上の重要な財源と考えますが、今後どう対応するのか、併せて伺います。

○阿部企業局次長 非F I T発電所の売電契約についてでございますが、令和4年度からの2か年契約では、より多くの入札参加者を確保し、競争性を高めるため、電力の供給先や財務に関す

る入札条件を緩和し、令和3年11月に一般競争入札を実施しましたところ、前回よりも4者多い7者からの応札があり、落札単価は1キロワットアワー当たり2円81銭高い13円46銭となり、落札者は、前回に引き続き、株式会社エネットに決定したところでございます。

この入札により、令和4年度予算の非FIT発電所の電力料収入は、前年度に比べて5億2000万円増の25億4000万円となり、純利益の増加が見込まれ、経営に大きく寄与するものと考えております。

令和6年度以降の入札につきましては、電力市場を注視しつつ、他の公営電気事業者の状況や、小売電気事業者からのヒアリングなども行いながら、入札条件などの検討を進め、安定的な経営に努めてまいります。

以上です。

○赤根広介委員 国の制度改革により、今年度からFIT制度が一部、FIP制度に移行しましたが、その制度の概要と、企業局の今後の施設整備にどのような影響があると考えているのか、所見を伺います。

○須田靖子副委員長 発電課長寺崎将さん。

○寺崎発電課長 FIP制度についてであります。この制度は、本年4月から開始され、再生可能エネルギーの投資インセンティブの確保と国民負担の抑制の両立を目指したもので、FIT制度は、発電した電気の全量を電力会社が固定価格で買い取りますが、FIP制度では、発電事業者が売電先を選択し、売電価格に対して国が一定の補助額を上乗せする仕組みでございます。

また、売電収入が電力市場価格に連動することや、FIT制度では免除されていた発電の計画と実績の一致について、その差が生じた場合には、ペナルティー料が発生する制度と承知しております。

このため、FIP制度を適用した施設整備を進めるに当たっては、改修した発電所の運営方法や経営に与える影響のほか、改修範囲に関する諸条件につきまして、制度適用のメリット、デメリットの影響を見極める必要があります。企業局といたしましては、今後、FIP適用施設の先行事例や、国、他の公営電気事業者、小売電気事業者からの情報収集に努め、課題について整理してまいりたいと考えております。

以上です。

○赤根広介委員 次に、令和3年度の販売電力が堅調に確保できた要因の一つに、FIT制度を活用した上で改修を終えた清水沢発電所の運転再開が挙げられると考えます。

このほかの発電所においても、老朽化の進行が進んでいる施設も少なくはなく、経営戦略では、計画期間内に、清水沢発電所を含め、五つの発電所の改修を行う予定となっておりますが、現時点の進捗状況について伺います。

○須田靖子副委員長 発電施設整備担当課長泉山浩一さん。

○泉山発電施設整備担当課長 施設整備についてであります。企業局では、電力の安定供給に向けて、機器の故障などによる発電停止リスクや耐用年数を勘案し、順次、改修を進めることと

しており、運転開始から50年以上が経過した、清水沢、岩尾内、鷹泊の3発電所のうち、清水沢発電所は令和3年4月に営業運転を再開し、岩尾内発電所は、今年度、実施設計に着手し、改修に向け、国と河川法の強化などについて協議を進めているほか、鷹泊発電所についても改修範囲などの検討を行っているところでございます。

また、滝下発電所とポンテシオ発電所については、水車の更新に合わせて、発電量が増加するリパウリングに取り組むこととしており、滝下発電所は、令和3年度から3か年で工事を進めているほか、ポンテシオ発電所についても、北電ネットワーク株式会社と系統接続に関する協議を進めているところです。

今後も、経営戦略に基づき、施設のメンテナンスサイクルを構築し、経営状況も勘案しながら、施設の改修に計画的に取り組んでまいります。

○赤根広介委員 次に、官学連携事業についてであります。

先ほども少し質疑があったところでありますが、これも、私の地元・登別市において、大学、専門学校、高校などと官学連携事業を進めているというわけであります。

そこで、昨年度の事業実施に当たって、学校や先生からどのような意見や要望があり、今年度の事業に反映しているのか、伺います。

また、昨年度から始まったばかりの事業であります。この事業に関わった卒業生の進学や就職の状況がどうなっているのかも併せて伺います。

○寺崎発電課長 学校や学生からの意見などについてでございますが、企業局では、令和3年度から、室蘭工業大学、日本工学院北海道専門学校、室蘭工業高校の学生を対象に、室蘭工水の水源である幌別ダムを活用した小水力発電の設置に向け、企業局職員の助言の下、学生自ら設計や機器の製作などに取り組む官学連携事業を行っております。

学校からは、学生に考えさせる機会を広く与えてもらった、就職する前に実務経験ができてよかった、一方、学生さんからは、課題に対して道筋を立てて進めていく経験ができた、学校の授業内容についてより理解を深めることができたといった意見などが寄せられたところでございます。

今年度は、こうした意見などを参考に、学生たちに課題を与え、自発的に学習する講義に取り組みますとともに、実践的な経験を重視して、実技を増やすなどの充実を図っているところでございます。

また、本事業に参加し昨年度末に卒業した専門学校生3名と高校生6名につきましては、多くが道内の電気関連の企業へ就職したと伺っているところでございます。

以上です。

○赤根広介委員 まだ今年で2年目の事業であります。成果を求めるのは酷かもしれませんが、今、答弁を聞く限りでは、学生にとっても魅力ある授業や講義となっているのではないかと私は感じますし、そうしたことから新エネ事業に興味を持っていただき、将来を担う人材として、やはり、しっかりと成長していただくことを目標として、この事業をさらにしっかりと磨き上げて

いただきたいというふうに思います。

今後、この官学連携事業をさらに魅力あるものとし、この事業を通じて技術者を育成するため、どのように対応すべきと考えているのか、伺います。

○寺崎発電課長 官学連携事業への今後の対応についてであります。企業局では、本事業に参加する学生たちが、再生可能エネルギーに関心を持っていただくとともに、水力発電に関する基礎技術を習得し、将来、関連分野で活躍することを期待しております。

このため、今後の事業の実施に当たりましては、学校などから様々な意見をお聞きし、学生たちが講座に満足できるよう常に改善を図るなど、魅力ある事業となるよう取り組んでまいります。

また、将来の地域エネルギー事業の中核を担う技術者の確保は、全道の課題でもありますことから、企業局といたしましては、今後、幌別ダムでの事業の成果を踏まえ、他の地域においても、教育機関と連携するなどして、地域特性を考慮した再エネを題材に、出前講座の開催などを検討してまいります。

以上です。

○赤根広介委員 引き続き、充実した取組に御尽力いただくよう求めておきたいとします。

今後も技術者を育成していくことは大切なことですが、現実的には、少子化が確実に進む状況において、企業局自身も水力発電の保守管理業務のスマート化は避けて通れないことだというふうに思います。

さらに、企業局は、山間僻地に事務所や発電所が所在することから、保守管理業務の効率化が必要と考えるわけですが、これまでどのような対応を行い、今後どのように対応していくとするのか、伺います。

○須田靖子副委員長 発電制御室長長谷匠美さん。

○長谷発電制御室長 保守管理業務のスマート化についてであります。企業局では、発電施設の保守管理について、個々の保安技術の維持向上を前提としつつ、AIやドローンなどのスマート技術の導入により、業務の効率化を進めることが重要と考えております。

このため、所管するダムや発電所については、ウェブカメラを設置し、管理事務所や本局にある発電制御室からリアルタイムで遠隔監視を行えるよう、全国と比較しても先進的なシステムを構築しているほか、ドローンを使用して、通常の点検では容易に確認することが困難な箇所での点検業務を行うなど、保守管理業務の積極的なスマート化を図ってきたところでございます。

また、発電所の機器にセンサーなどを設置し、動作や温度などの計測情報を自動で監視できる装置について、先行して導入している電力会社との情報交換も随時行っております。

今後とも、民間や他の公営企業から情報収集を行い、現在の発電施設の状況や費用対効果を考慮しながら、スマート技術を活用した保守管理業務のさらなる高度化や効率化について検討してまいります。

以上でございます。

○赤根広介委員 ぜひ、企業局においてもこうした取組をしっかりと進めていただきたいというふうに思います。

次に、新エネルギー導入加速化基金の関係でありますけれども、先ほど来の質疑における企業局長と公営企業管理者の答弁を踏まえまして、必要な額を基金に繰り出すこととした、そして、これまでと同様、令和4年度以降、5年間繰り出すということでもあります。

まず、確認なのですけれども、第1回定例会のときに道庁執行部と議論した際には、この基金については、企業局と協議を行い、基金を活用した事業の期間や規模、支援内容を検討したところでございますが、これは、当然、経済部も知事も同じような答えをしているわけですが、これはまた、今後、今年度から5年間、丸々60億円を企業局が繰り出すという理解でいいのか、まず確認します。

○佐藤企業局長 新エネルギー導入加速化基金についてでございますけれども、経営戦略では、令和2年度から10年間の中長期的な視点に立ちまして、策定時点で想定している主な取組を示しており、新エネ基金につきましては、令和3年度までの5年間で60億円を繰り出すこととしておりました。

その後、経済部のほうで、エネルギーの地産地消などをさらに進めるため、今年度から5年間で新たに60億円規模の取組を講じることとしまして、企業局としましても、これを受けまして、本道の再エネ導入拡大の観点から、引き続き、この5年間の取組に必要となります額を基金に繰り出しをすることとしたところでございます。

企業局といたしましては、今後とも、非FIT電気の売電単価のアップによる増収ですとか、工事における発電停止期間の短縮などとともに、コストの削減に取り組みまして、基金の財源となる純利益を最大限確保するなどして、地域の再エネの普及拡大に貢献してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○赤根広介委員 当然、企業局は、道庁本体とは別人格とはいえ、知事がゼロカーボン北海道を掲げて、そして、北海道が、ゼロカーボン北海道として日本をリードしていくのだということで、国よりも高い削減目標を掲げているわけでもあります。

これは、昨年、第4回定例会から議論をしているのですけれども、そうした高い目標を掲げて、知事がゼロカーボン北海道に取り組んでいくのであれば、そもそも、これまでと同額の60億円の基金ではなくて、やはり、そこに上積みが必要だろうということを、我々はずっと議論してきました。

ただ、第1回定例会で提案された予算を見ると、過去5年間と同じ60億円ということでありました。そもそも、そこがどうなのかと私たちは思うのです。加えて、また今後5年間も企業局が丸々60億円を繰り出さなければいけないということについては、私は、やはり、企業局は企業局の役割があって、様々な技術やノウハウを生かして、北海道のゼロカーボンあるいは再生可能エネルギーの推進を企業局の立場から研究して進めていく、本来はそういったことにもしっかりと

予算を充てていくということが求められるのだというふうに私は思います。

とは言いながらも、これは、企業局長も前の前は経済部のエネルギー局長でございましたし、公営企業管理者も笑っておりますが、2人とも道庁の中枢にいたので、なかなかつらい立場の決断だったというふうに思います。一方で、プロパーの皆さんにとっては、やはり、自分たちでしっかりと利益を上げてきたものを自分たちの新たな研究だとか投資に使っていく、これは企業局としてはごく当たり前の話だと思うのですよね。そうした視点に立てば、60億円を繰り出すのはやむを得ないとしても、やはり、知事がゼロカーボン北海道を本気で進めていくのであれば、せめて基金のボリュームを、さらに80億円、90億円、100億円に上げる。その上で、企業局は、のしをつけて60億円を知事に差し出すぐらいの考えを持っていただきたいと思いますが、所見を伺いたいと思います。

○佐藤企業局長 新エネルギー導入加速化基金について、企業局の対応についてでございますけれども、経済部では、この基金を活用いたしまして、地域におけるエネルギーの地産地消の先駆的なモデルづくりを支援してきており、企業局といたしましては、こうした施策を通じて、地域の創意工夫を生かした新エネ導入に向けた多様な動きの広がりが見られていると考えておりまして、基金は有効に活用されたものと受け止めております。

いずれにいたしましても、企業局といたしましては、事業認定への協力ですとか、技術的な助言、こういったものを現在も行っておりますが、今後とも、その必要額ですとか、事業概要につきまして、企業局としてもしっかり精査をいたしますとともに、知事部局に対しましても、担うべき役割を主張していくなど、今後とも基金が有効に活用されますよう、経済部と連携を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○赤根広介委員 そういうツートップの姿勢が、やはり、今の企業局の皆さんにとってもまた勇気になると思いますので、ぜひ、今の答弁を着実に実行していただきたいと思います。それから、企業局長は、経済部がと言いますけれども、これはゼロカーボン北海道に相当の予算が使われるわけであって、加えて言うと、前の5年間の基金は、その3割が道有施設の再エネに使われているのは、もう御存じだと思うのですよね。

そもそも、これは経済部ではなくて、今や知事の看板政策になっていきますので、そういう意味では、しっかりと今の思いを知事にも伝えていただきたいということを、また強く指摘をさせていただきますと思います。

最後に、発電事業を取り巻く環境は、大きな変革の途上であり、公営電気事業者としては、安定的に電気を供給することにとどまらず、社会生活や環境の変化はもとより、グローバルな視点での持続可能性などにも応じた様々な役割が求められているものと考えます。

企業局では、新たな役割をどのように認識され、2030年あるいはその先の2050年といった長期的な視点にも立って、今後どのような経営に臨まれようとしているのか、最後に野村公営企業管理者の所見を伺います。

○野村公営企業管理者 今後の電気事業の運営などについてでございますが、企業局は、これまで、長きにわたり九つの水力発電所を運営し、クリーンな電力を供給してきたところでございます。国の電力システム改革による電力の自由化にも的確に対応しながら、今後とも継続的かつ安定的に電力を供給し、持続可能な経営に努めることが必要と認識してございます。

このため、企業局といたしましては、F I Tの活用により得られた利益などを原資に、本来、一番必要な老朽施設の更新や施設の長寿命化といった取組を計画的に進めますとともに、リパワリングや、新たな水力発電を含む再生可能エネルギーの事業化を検討してまいります。

また、今ほど御質問がございました、2050年、まさに温室効果ガス排出量実質ゼロという大変大きな高みに向けましても、企業局としては、その実現に貢献していくことが重要と考えており、蓄積された技術やノウハウを活用し、市町村の再エネ導入の取組支援や、新エネルギー、再生可能エネルギーの開発を担う技術者の育成に積極的に取り組みますとともに、電気事業で得られた利益の一部を、施設の改修計画や経営リスクを当然見据えなければならぬわけでございますけれども、経済部の新エネルギー導入加速化基金といましようか、私ども企業局に対応する知事部局の新エネルギー導入加速化基金に、令和4年度以降、5年間繰り出すなど、道の施策と連携を深め、私ども電気事業としてのその役割を果たしてまいる考えでございます。

以上でございます。

○赤根広介委員 公営企業管理者は、空港民間委託の際、中枢におられて、基金という言葉にあまり良い思い出がないかもしれませんが、これはまた別な問題でありますので、しっかり頑張っていたきたいということを最後に申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございました。

○須田靖子副委員長 赤根委員の質疑は終了いたしました。

菊地葉子さん。

○菊地葉子委員 それでは、電気事業会計からお尋ねしてまいります。

令和3年度の道内における水力発電は、道内の電力全体の何%を担っていたのか、また、企業局管理の発電割合は何%だったのかについて伺います。

○須田靖子副委員長 発電制御室長長谷匠美さん。

○長谷発電制御室長 令和3年度の道内における発電量についてでございますが、道内全体の発電量は365億1044万キロワットアワーで、このうち、水力発電は51億2578万キロワットアワー、道内の電力全体の14%を担っております。

また、企業局が運転する9発電所の合計発電量は3億3699万キロワットアワーであり、道内全体の発電量約365億キロワットアワーに占める割合では0.9%、道内の水力発電による発電量約51億キロワットアワーに占める割合は6.6%となったところでございます。

以上でございます。

○菊地葉子委員 この間、発電量を増加させるための取組をどのように行ってきたのか、伺います。

○長谷発電制御室長 発電量増加の取組についてであります。企業局では、発電電力量の増加を図るため、発電効率の高い機器への更新を行うリパワリングを実施しております。

現在、滝下発電所において、水車発電機のオーバーホールに併せて高効率の水車への更新工事を進めており、今後は、ポンテシオ発電所でも同様に実施する予定で、2か所の発電所の合計で年間約130万キロワットアワーの増加が見込まれ、水車の性能向上により、従来と比べ、多く発電することが可能となるところでございます。

以上でございます。

○菊地葉子委員 先ほど来議論になっておりますが、再生可能エネルギーの普及に向けた新エネルギー導入加速化基金への積立てについてです。

昨年度で予定期間を終了しております。2年前の決算特別委員会で、新エネルギー導入加速化基金の5年間の積立期限が切れた後については、動向を注視して、関係部と協議の上、対応を判断と答弁しています。どのような協議を行ってきたのか、お尋ねいたします。

○須田靖子副委員長 企業局長佐藤隆久さん。

○佐藤企業局長 基金への対応についてでございますが、企業局では、地域資源を活用した再エネの導入を促進するため、平成29年度から令和3年度までの5年間で60億円を経済部の新エネルギー導入加速化基金に繰り出したところでございます。

その後、経済部から、協議の場で、エネルギーの地産地消などをさらに進めるため、今年度から5年間で新たに60億円規模の取組を講じる旨の意向が示され、協議を受けた企業局といたしましては、経営リスクなども十分に勘案しながら、検討の結果、本道の再エネ普及拡大への支援といった観点から、電気事業で得られた利益の一部につきまして、この5年間においても必要な額を基金に繰り出すこととしたところでございます。

以上でございます。

○菊地葉子委員 再生可能エネルギーの普及拡大のため、企業局自身が使うべきではないか、これは、我が会派としてもこれまで主張し、指摘してきました。先ほど、他の委員の皆さんからも指摘があったのですが、やはり、新エネルギー導入加速化基金の活用は、真に再生可能エネルギーの普及拡大に資するよう、企業局としてもしっかり主張していただきたい、このことを指摘しておきます。

発電施設の老朽化対応についてお尋ねします。

繰出金が昨年度で終了しています。これまで、繰出金を見直して、老朽化対応と事業維持拡大をすべきだと主張してきましたが、どのように取り組んできたのか、また、施設更新に際して、再生可能エネルギーの普及に資するような大規模改修については、どのような検討をされてきたのか、伺います。

○須田靖子副委員長 発電施設整備担当課長泉山浩一さん。

○泉山発電施設整備担当課長 老朽化への対応などについてであります。企業局では、電力の安定した供給を行うため、これまでも、老朽化が著しい滝の上発電所と清水沢発電所の大規模改

修を実施したほか、平成29年3月に北海道発電施設長寿命化計画を策定し、F I T活用で得られた利益などを原資に、順次、老朽施設の改修などを進めておりまして、今年度は岩尾内発電所の実施設計に着手しているところです。

また、水力の新規電源開発については、過去に調査を行った河川において、事業化の可能性について再評価を行ってきたところです。

今後も、発電施設の故障に伴うリスクなどを勘案し、優先度を見極め、老朽化対策や新規電源開発のほか、リパワリングなどについても計画的に取り組み、電力の安定供給と再生可能エネルギーの普及拡大に努めてまいります。

○菊地葉子委員 地域新エネルギー導入アドバイザー制度についても伺います。

アドバイザー制度の利用実績について、過去5年間でどのように推移してきているのか、また、アドバイスを基に新エネルギーが導入された事例についても伺います。

○須田靖子副委員長 発電課長寺崎将さん。

○寺崎発電課長 アドバイザー制度の利用実績についてでございますが、企業局では、これまで、電気事業を通じて蓄積してきた技術やノウハウを市町村などへ提供する地域新エネルギー導入アドバイザー制度を通じまして、地域における再生可能エネルギーの導入を支援しているところでございます。

過去5年間の利用実績は、平成29年度、30年度は、それぞれ8件、令和元年度は11件、2年度は4件、3年度は11件で推移しております。

アドバイザー制度を利用いただいた結果、滝川市において遊休地を活用した太陽光発電が始まったほか、上水道施設への小水力発電は、美幌町に加えまして、令和3年度には新たに津別町で導入されたところでございます。

以上です。

○菊地葉子委員 水力発電は、再生可能エネルギーの中でも安定した出力が期待できることから、世界中から注目が集まっています。道企業局が果たすべき役割は、今後一層大きくなると思います。

そうした中で、我が会派は、企業局としてF I T終了後を見越した検討が必要だと意見を述べてきました。今後、発電量の増加に向けた取組はもちろんのこと、地域における再生可能エネルギーの牽引役、調整役など、様々な立場に立つことができるよう取り組んでいただきたいと思います。F I T後に向けた検討と役割の充実に向けて、どのように考えているのか、伺います。

○須田靖子副委員長 公営企業管理者野村聡さん。

○野村公営企業管理者 今後の電気事業の運営などについてでございますが、企業局は、水力発電所の運営を通じまして、クリーンな電力を供給し、本道の再生可能エネルギー拡大の一翼を担ってきたところでございます。

こうした中、ただいま御指摘もありましたとおり、F I T期間終了後におきましても、継続的かつ安定的に電力を供給し、持続可能な経営に努めていく必要がありますことから、企業局とし

ては、FITの活用により得られた利益などを原資に、老朽施設の更新などを計画的に進めまるとともに、大事な実効性や即効性も重視されるところでございますので、これらに優れたリパワリングに取り組みますほか、新たな水力発電を含む再生可能エネルギーの事業化を不断に検討してまいります。

また、再生可能エネルギーの全道への普及拡大に向け、蓄積された技術やノウハウを活用し、市町村の再エネ導入の取組支援に積極的に取り組みますとともに、電気事業で得られた利益の一部を、経営リスクなども見据えながら、エネルギーの地産地消の取組の支援などを行う経済部の新エネルギー導入加速化基金に、令和4年度以降、5年間繰り出すなど、今後も電気事業としてその役割を果たしてまいります。

以上でございます。

○菊地葉子委員 引き続き、工業用水道事業会計についてお尋ねいたします。

水道事業について、これまで、長年にわたって、多額の一般会計繰入金、長期借入金の投入に一貫して指摘し、反対をしてまいりました。

昨年度までの苫小牧工水、石狩工水の長期借入額と返済額はそれぞれ幾らか、伺います。

○須田靖子副委員長 工業用水道課長奥河俊明さん。

○奥河工業用水道課長 一般会計からの長期借入金についてでございますが、苫小牧工水では、平成9年度から17年度までの間に76億2000万円を借り入れ、令和3年度は元金5000万円を返済しております。これまでの返済額は、元金が71億6000万円、利息が約1000万円となっております。

また、石狩工水では、平成6年度から令和3年度まで54億1000万円を借り入れ、平成19年度から令和3年度まで返済を行っておりませんが、これまでの返済額は、元金が12億4000万円となっております。

○菊地葉子委員 いまだに石狩工水の返済が行われていないことは、大きな問題です。

経営戦略期間の2年目となる昨年度の計画の遂行状況について、財政計画では、石狩湾新港水道事業は、令和7年度に一般会計からの借入れが不要になるという計画ですが、2年目を終えた時点で、契約水量目標の達成状況はどのようになっているのか、お伺いします。

○奥河工業用水道課長 石狩工水の契約率についてでございますが、石狩工水では、物流センターを稼働した事業者との新たな給水契約の締結に努めるなどし、令和3年度末の契約水量が日量で3883トンになりましたことから、給水能力の日量1万2000トンに対する契約率は32%となりまして、経営戦略に掲げた31%の目標は達成しているところでございます。

また、今年度は、バイオマス発電所の本格運転などによる契約水量の増加によりまして、石狩工水の契約率は52%となる見通しでございます。

企業局といたしましては、安定的な経営に向けて、経営戦略で掲げた目標の達成はもとより、その持続が重要と考えてございまして、今後とも、関係部局と連携を図りながら、こうした観点に立って、さらなる需要の拡大などにも努めてまいる考えでございます。

○菊地葉子委員 昨年度までは、契約水量の目標を達成してきているとのことですが、

令和7年度で一般会計からの借入金を不要とするためには、52%の契約率が必要とされていますが、本年2月から始まったロシアのウクライナ侵攻の影響はなかったのか、年度終了時点での見通しについて、見直しなどの検討は行ったのか、伺います。

○奥河工業用水道課長 石狩工水の収支見通しについてでございますが、石狩工水の経営は、ウクライナにおける事象の発生以前に、食品関連の物流センターの開業やバイオマス発電所の本格運転などから、経営戦略に掲げた契約率の目標を達成いたしまして、収益の改善が図られているところでございますが、昨今の国際社会情勢の不安定化などによります燃油や資材の高騰により、工事費などが上昇しておりますほか、受水企業はもとより、施設の管理運営を受託しております事業者の業務にも支障が生じるなど、収益に影響が及ぶ可能性も懸念されるところでございます。

このため、企業局といたしましては、不測の事態に備え、維持費の節約や工事内容の見直しを行っておりまして、管理運営を受託している事業者とも協議し、今後の物価上昇や電気料金の改定を注視しながら、引き続き、経費の抑制などに不断に取り組みまして、経営に支障が生じないよう努めてまいりたいと考えてございます。

○菊地葉子委員 経営戦略によれば、2社の契約によって52%から56%にまで到達することになっています。それまでに、室蘭工水のように、既存の契約者が水量を大きく減らすなど、こういった不確定要素も考えられるのではないかと、そうした要素の検討は行ってこられたのか、お伺いします。

○奥河工業用水道課長 石狩工水に係る受水企業の動向についてでございますが、企業局では、道の企業誘致部局をはじめ、石狩市や関係機関と情報共有を図っておりますほか、受水企業への訪問や管理運営の受託事業者を通じまして、不断に需要動向の把握に努めながら、必要な対応について検討を行っているところでございます。

御指摘のありました室蘭工水では、令和2年度に、受水企業から、市場環境の急変によりまして、事業内容の再編が避けられず、契約水量を見直したいとの申入れがございまして、減量を受け入れましたが、いずれにいたしましても、石狩工水の受水企業におきましては、現在のところ、撤退ですとか大幅な減量といった相談を受けている状況にはないところでございます。

○菊地葉子委員 計画どおりにいっているのであれば、将来に向けた返済について具体的計画を作成し、放置されている現状を変えていく必要があるのではないかと考えます。

以前に議論した際には、収支状況を見極めながら、関係部局との協議を踏まえて、適切に対応する予定としていたしましたが、どのような議論を行ってきたのか、お伺いいたします。

○須田靖子副委員長 企業局次長阿部武仁さん。

○阿部企業局次長 長期借入金の返済についてでございますが、これまで、石狩工水は、当初見込んでいました食品関連企業の立地が進展しない一方、水の利用が少ない物流関連企業の進出が多いことなどから、工業用水道の需要が伸び悩み、営業運転資金や施設改良などに要する資金の

不足が生じ、引き続き、一般会計からの長期借入金で補填してきたところでございます。

その一方で、近年、脱炭素化に向けた地域の動きなども踏まえ、企業局といたしましては、関係部局と連携して、立地が進展しております再生可能エネルギー関連企業などにターゲットを重点化して、さらなる需要開拓に努めますほか、経費の抑制に不断に取り組むなど、収支の改善を図ってきたところであり、令和7年度には営業運転資金の不足に対する一般会計からの借入金が不要となる見込みであり、引き続き、関係部局と協議していく考えでございます。

以上です。

○菊地葉子委員 経営見通しについてお尋ねします。

石狩工水は、他の工水に比べて契約率が著しく低い状況が続いています。そして、本来は独立採算制であるにもかかわらず、依然として一般会計から長期借入金などの支援を受けていることは、公営企業として非常に問題があると考えます。

石狩工水の健全化は程遠いと思いますが、今後の石狩工水の経営の見通しと、経営戦略期間中にどのように対応しようとしているのか、見解を伺います。

○野村公営企業管理者 石狩工水の経営についてでございますが、石狩工水は、当初見込んでおりました業種の立地が進まず、給水能力の縮小により、スケールメリットも働きにくい施設規模となったことから、これまで赤字が継続し、運転資金などの不足を一般会計からの長期借入金で補填するなど、厳しい経営状況が続いているものと認識してございます。

一方で、近年は、バイオマス発電所などの本格運転の動きもあり、給水収益が着実に増加しており、今後も効率的な事業運営に努めることで、令和7年度には営業運転資金の不足に対する一般会計からの借入金が不要となり、返済が可能となる見込みでございます。

その一方で、ウクライナ情勢や円安など、社会経済情勢の急変から不確定要素も増す中、企業局といたしましては、今後とも、安全、安心で安価な工水を供給できますよう、施設の耐震化や計画的な改修に努めますほか、企業誘致部局との連携を強化しながら、新たな需要として期待される再生可能エネルギー関連企業などに需要開拓のターゲットを重点化するとともに、支出の抑制に不断に取り組むなどして、経営戦略期間中のさらなる経営改善に努めてまいる考えでございます。

○菊地葉子委員 さらなる経営改善に努めることは当然であります。長期借入れに依存しない経営の健全化がさらに必要であることを改めて指摘しまして、質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

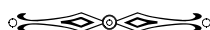
○須田靖子副委員長 菊地委員の質疑は終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

これをもって、企業局所管に関わる質疑は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午後2時18分休憩



○須田靖子副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、付託議案のうち、

報告第6号 令和3年度北海道病院事業会計決算に関する件
を議題といたします。

1. 道立病院局所管審査

○須田靖子副委員長 これより道立病院局所管部分について審査を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

檜垣尚子さん。

○檜垣尚子委員 お疲れさまです。

通告に従いまして、順次質問してまいります。

道立病院事業会計についてですが、道立病院局では、北海道病院事業改革推進プランに基づいて、道立病院の経営改善、経営改革を進めてきていると承知していますが、依然として感染が高止まりしている新型コロナウイルス感染症の中で、院内感染対策を講じながら地域医療を守ってきているものの、一般患者の受診控えや患者の受入れ制限に伴う入院・外来患者の減少などで、病院経営は非常に厳しい状況に置かれていると思います。

このような中で、道立病院事業会計の令和3年度決算や、道立病院における新型コロナウイルス感染症への対応状況、今後に向けた取組などについて、以下、順次伺います。

初めに、決算状況についてです。

新型コロナウイルス感染症の長期化により、道立病院の経営にも大きな影響を与えていると考えていますが、令和3年度決算における病院事業全体の収益及び費用の状況や、その主な内訳、総収益から総費用を差し引いた損益はどのようになっているのか、伺います。

○須田靖子副委員長 病院経営課長野尻彰生さん。

○野尻病院経営課長 収益及び費用等の状況についてでございますが、令和3年度の病院事業収益は、総額で約155億7800万円となり、このうち、入院及び外来収益等の医業収益が約62億7900万円、他会計負担金などの医業外収益が約92億8500万円、過年度に請求した診療報酬の増額等の特別利益が約1400万円となっております。

また、病院事業費用につきましては、総額で約157億8600万円となり、このうち、給与費や医薬材料費等の医業費用が約130億7600万円、企業債の支払い利息等の医業外費用が約26億5700万円、過年度に請求いたしました診療報酬の減額等の特別損失が約5300万円となっております。

この結果、病院事業収益から病院事業費用を差し引いた令和3年度の損益は、約2億800万円の純損失となったところでございます。

○檜垣尚子委員 前年度と比べて純損失が増加していますが、その主な要因としてどのようなものがあるのか、伺います。

○野尻病院経営課長 純損失が増加した主な要因についてでございますが、収益につきまして

は、入院収益は減少したものの、外来収益と新型コロナワクチン接種による職員の応援派遣などのその他の医業収益の増により、医業収益全体では8400万円増加した一方で、他会計負担金の繰入れや固定資産の収益化終了による長期前受金戻入などの医業外収益が前年度に比べ2億1300万円減少し、収益全体では1億2400万円減少したところでございます。

また、費用につきましては、退職給付金の増や電子カルテの更新に伴います経費などにより1億4300万円増加した一方、固定資産の償却終了により減価償却費が1億9000万円減少したため、費用全体で6800万円減少しましたが、収益の減が費用の減より大きかったため、純損失は、前年度の1億5200万円と比較し、5600万円上回ったところでございます。

○檜垣尚子委員 指定管理制度を導入している北見病院を除いた病院の状況についてですが、それぞれの病院の収支差について、昨年度と比較してどのような状況になっているのか、伺います。

○野尻病院経営課長 各病院の状況についてでございますが、他会計負担金を除いた病院事業収益から病院事業費用を差し引いた令和3年度の収支差は、江差病院を除いた4病院がマイナスとなっており、令和2年度と比較いたしますと、羽幌病院が約3000万円拡大いたしまして5億6300万円、緑ヶ丘病院が約2300万円縮小し8億8300万円、向陽ヶ丘病院が約7700万円拡大し8億8300万円、コドモックルが1億7600万円拡大し25億7700万円となっているところでございます。

なお、江差病院につきましては、約7億2200万円縮小いたしまして、1億3900万円の利益が生じており、新型コロナウイルス感染症の病床確保に係る補助金の受入れが収支改善に大きく影響したところでございます。

○檜垣尚子委員 次に、患者数についてですが、令和元年度から令和3年度までの過去3年間の患者数はどのように推移しているのか、入院・外来別に患者数の推移について伺います。

○須田靖子副委員長 経営改革課長有村誠一郎さん。

○有村経営改革課長 患者数の推移についてであります。平成30年度から指定管理者制度を導入した北見病院を除く5病院全体では、入院患者数については、令和元年度が12万1040人、2年度が10万7486人、3年度が10万5684人と、3年間で1万5356人、12.7%の減少となっており、特に新型コロナウイルス感染症が流行した令和2年度の対前年度比では、1万3554人、11.2%の減少となっております。

また、外来患者数につきましては、令和元年度が21万4355人、2年度が19万6752人、3年度が20万2330人と、3年間で1万2025人、5.6%の減少となっており、同じく令和2年度の対前年度比では、1万7603人、8.2%の減少となっておりますが、令和3年度では5578人、2.8%の増加に転じたところでございます。

○檜垣尚子委員 各病院の収益を上げるためには、患者の確保に向けた取組が重要です。

地域住民への健康支援などにも配慮しながら、病院の特徴を生かした医療を積極的に提供していく必要があると考えますが、患者の確保に向けてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○有村経営改革課長 患者確保に向けた取組についてであります。新型コロナウイルス感染症

の流行に伴い、感染拡大防止の観点から、病院職員による患者紹介依頼に向けた関係機関等への訪問の制限や、住民向け公開講座の中止など、患者確保を目的とした取組が十分に行えない状況が続いているところでございます。

こうした中、感染状況が落ち着いている時期に、感染対策に十分留意しながら関係機関への訪問を行い、継続的な連携を図ったほか、地域の医療需要に応じた人工透析機器の増設など、新規患者の確保に取り組んだところでございます。

今後は、感染状況を踏まえながら、これまで制限していた関係機関への本格的な訪問再開や、患者数の増加に直結する医師確保の取組を一層強化し、患者の確保に努めてまいります。

○檜垣尚子委員 収支の改善には、収益確保と並行して費用の縮減にも取り組む必要があります。

昨年の決算特別委員会で、我が会派の同僚議員から、委託費の契約方法について、随意契約が多いことを指摘し、選定方法を検討する旨の答弁がありました。

この点も含めて、費用の縮減に向けて、各病院や道立病院局では、これまでどのような取組を進めてきたのか、また、効果や課題を踏まえ、今後どう取り組んでいくのか、併せて伺います。

○有村経営改革課長 費用の縮減に向けた取組についてであります。道立病院局では、これまで、複数病院で使用する医薬品の購入単価などについて、スケールメリットを生かし、本庁一括契約に取り組んできたところであり、令和3年度においては、新たに166品目の医薬品を一括契約の対象にし、契約単価の引下げにより、前年度と比較して約1289万円の削減効果があったところでございます。

また、患者給食委託業務において公募型プロポーザルによる業者選定を行っておりますが、2者以上の応募がなく、競争原理が働かないといった課題があったことから、今年度実施いたしますプロポーザルにおいて、人員の配置基準の見直しや採用に必要な準備期間を確保できるよう時期を早めるなど、より多くの業者が参入し、競争原理が働く選定方法の検討を進めているところでございます。

道立病院局といたしましては、今後とも、本庁一括契約の取組の拡充や、医療機器と保守費用を一体化した入札の実施によるランニングコストを含めた競争の促進、委託契約内容の見直しなどにより、費用のさらなる縮減に取り組んでまいります。

○檜垣尚子委員 次に、新型コロナウイルス感染症への対応についてです。

道立病院では、広域医療をはじめ、精神医療や高度・専門医療といった地域に必要とされる医療を提供しており、それぞれの地域における役割や機能が異なりますが、道立病院における新型コロナウイルス感染症への対応状況について伺います。

○野尻病院経営課長 新型コロナウイルス感染症への対応状況についてでございますが、各道立病院では、北海道病院事業改革推進プランに基づき、各病院の役割や機能に応じて必要な診療体制を整備することとしており、検査機器や簡易陰圧装置などの設備整備のほか、感染管理認定看護師など感染管理に精通した職員の配置や、院内感染防止に向けた研修を実施するなど、院内の

診療体制の強化に取り組んでいるところでございます。

また、江差病院、羽幌病院、北見病院では、発熱外来の設置や入院が必要な患者の受入れを行うとともに、緑ヶ丘病院と向陽ヶ丘病院では、重症患者が発生した場合など、院内での対応が困難な場合には、保健所との調整により転院させるなど、道が定めた取扱いに基づき対応しております。

なお、コドモックルにつきましては、感染拡大時には、保健所や他の医療機関等と連携し、入院患者の受入れを行っているところでございます。

○檜垣尚子委員 江差病院、羽幌病院、コドモックルにおいては、新型コロナの入院医療にも対応しているとのことですが、昨年度の実績と今年度のこれまでの入院患者の受入れ状況について伺います。

○有村経営改革課長 新型コロナウイルス感染症患者の受入れ状況についてであります。道立病院における令和3年度の感染症患者の受入れ状況は、江差病院では延べ550人、羽幌病院では延べ126人となっております。

令和4年度からは、コドモックルにおいても受入れを行っているところであり、10月末までの受入れ状況については、江差病院では延べ395人、羽幌病院では延べ42人、コドモックルでは延べ130人となっております。

また、北見病院においても、指定管理を行っている北見赤十字病院との連携の下、令和3年度は延べ267人、令和4年度は、10月末までで延べ166人を受け入れたところでございます。

○檜垣尚子委員 これまでの間、相当な数の入院患者の受入れをしてきたとのことですが、病院としては、患者を受け入れて診療を行うほか、他の医療機関等へ応援を出されるとか、地元市町村の住民を対象としたワクチン接種への協力といった役割も担ってきたものと考えます。どのように対応してきたのか、伺います。

○野尻病院経営課長 職員の派遣等についてでございますが、道立病院局では、新型コロナウイルス感染症対策本部等からの要請に基づき、多数の患者受入れのために支援が必要となった病院や宿泊療養施設のほか、感染症対策の指導や診療支援が必要となったクラスター発生施設等に対して、これまでに、延べ、医師7名、看護師66名、臨床工学技士5名を派遣したところでございます。

また、ワクチン接種への対応につきましては、北海道ワクチン接種センターへの派遣のほか、地元市町村や医師会からの要請に基づき、地域の集団接種会場や高齢者施設に医師や看護師の派遣を行うとともに、江差病院や羽幌病院では、地域の医療従事者への接種にも協力したところでございます。

○檜垣尚子委員 次に、医療従事者等の確保についてです。

地方公営企業法の全部適用により、医療従事者の確保対策に関し、病院事業管理者に一定の権限が付与されていると承知しておりますが、昨年度の各病院における医師や看護師の定数と配置数、欠員の状況はどのようになっているのか、伺います。

○須田靖子副委員長 人材確保対策室長石井安彦さん。

○石井人材確保対策室長 医師、看護職員の配置状況についてでございますが、令和3年度末の状況は、医師につきましては、江差病院では定数17名に対し配置数9名で8名の欠員、羽幌病院では12名に対し8名で4名の欠員、緑ヶ丘病院では9名に対し6名で3名の欠員、向陽ヶ丘病院では6名に対し5名で1名の欠員、コドモックルでは43名に対し43名で欠員なしとなっております。指定管理者制度を導入いたしました北見病院を除く5病院の合計で、医師定数87名に対し配置数は71名で16名の欠員の状況でございます。

また、看護職員につきましては、江差病院では定数99名に対し配置数82名で17名の欠員、羽幌病院では44名に対し39名で5名の欠員、緑ヶ丘病院では66名に対し65名で1名の欠員、向陽ヶ丘病院では55名に対し55名で欠員なし、コドモックルでは230名に対し229名で1名の欠員となっております。5病院の合計で、定数494名に対し配置数470名で24名の欠員の状況となっております。

○檜垣尚子委員 医師については、前年度より欠員が増加しており、診療への影響が懸念されます。医師確保は、道立病院にとって非常に重要な課題の一つですが、どのような取組を行ってきたのか、伺います。

○石井人材確保対策室長 医師確保に向けた取組についてでございますが、道立病院局では、これまで、各医育大学に対する医師派遣の要請、自治医科大学卒業医師や地域枠医師の受入れ、東京事務所や全国自治体病院協議会を通じた道外勤務医師に対する広報や病院視察などの募集活動の実施、民間人材紹介事業者等の情報誌への求人掲載や就職説明会におけるPRに加えて、新専門医制度に対応した専門研修プログラムの策定、大学病院などを基幹施設とするプログラムの連携施設への参加など、様々な活動を通じて医師確保に取り組んできたところでございます。

○檜垣尚子委員 令和6年度からは、医師にも働き方改革による時間外勤務の上限規制が適用されることから、時間外労働縮減に向けた取組が求められますが、どのように対応しているのか、また、今後の取組について併せて伺います。

○石井人材確保対策室長 医師の働き方改革への対応についてでございますが、令和6年度から医師にも時間外労働の上限規制が適用されますことから、道立病院局では、制度の施行に向けて、勤務時間や時間外勤務の正確な把握などの労務管理を徹底いたしますほか、他の医療従事者等へのタスクシフト、タスクシェアの検討、手術支援システムの導入や医師の増員、医師事務作業補助者等の配置など、負担軽減に取り組んでまいりましたが、特定の診療科の医師につきましては、原則、年960時間の上限を超える時間外労働となっておりますことから、地域医療を確保するための暫定的な特例水準の指定に向けて、検討を行っているところでございます。

道立病院局といたしましては、今後とも、北海道医療勤務環境改善支援センターの助言や、他の医療機関の取組事例の情報収集など、勤務環境の改善を進めながら、医師の働き方改革に向けて取り組んでまいります。

○檜垣尚子委員 医師以外にも複数の病院で多くの看護師の欠員が続いており、診療等への影響

が懸念されますが、欠員による影響は出ていないのか、また、欠員解消に向けてどのように取り組んでいるのか、伺います。

○石井人材確保対策室長 看護職員の確保についてでございますが、看護職員が欠員となっております病院では、看護師などの有資格者を含む会計年度任用職員の採用を行い、診療に必要な看護体制の確保に努めております。

道立病院局では、新規採用者の確保に向けまして、看護学生や養成校への病院紹介、インターネットや就職情報誌による広報、民間人材会社の活用、通年募集や希望場所での採用試験など、幅広い募集活動を行いますほか、昨年度より、道立病院で勤務する若手看護師から看護学生に業務内容や地域での生活状況を紹介するウェブ説明会を開始いたしたところでございます。

また、離職防止に向けまして、新人看護師キャリアプランによるキャリア形成支援や、先輩看護師等による実地指導など、人材育成を通じた働きやすい環境の整備を進めるなどして、必要な人材の確保に取り組んでまいります。

○檜垣尚子委員 国においては、昨年11月の閣議決定に基づき、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に収入を引き上げるための措置として、本年2月から9月までは補助事業が、10月からは、補助金に替わり、診療報酬の評価料が新設されたと聞いております。

道立病院では、これらの制度を活用し、看護職員に対しどのように処遇改善を図ったのか、伺います。

○野尻病院経営課長 看護職員の処遇改善についてでございますが、国では、昨年11月の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」におきまして、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提とした、看護職員等の処遇改善事業を行うこととしたところでございます。

こうした中、国の方針を踏まえまして、道立病院局では、対象となる江差病院及び羽幌病院の看護職員に対する特殊勤務手当といたしまして、救急看護業務手当を新設し、本年2月から9月は、国の補助事業を活用し月額4000円を、10月からは、新設されました診療報酬の評価料を踏まえ、月額1万2000円を支給することとしたところであり、今後も、診療報酬の制度内容など、国の動向等を踏まえながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

○檜垣尚子委員 病院事業改革推進プランでも医療従事者の確保が最大の課題とされており、例えば、医療従事者の皆さんが現場で活躍されている場面を動画で情報発信するなど、確保のための様々な手だてを講じていく必要があると考えます。

病院経営の最重要課題とされる医療従事者等の確保に向けて、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○須田靖子副委員長 道立病院局次長畑島久雄さん。

○畑島道立病院局次長 今後の取組についてでございますが、道立病院に求められる医療を継続的に提供するためには、医療従事者の確保、育成が重要と認識しており、これまでも、医師や看

護師などの確保に向け、医育大学への医師派遣要請や道外勤務医師に対する募集活動、中長期的な医師確保としまして、医学生や初期臨床研修医、専攻医の研修受入れ体制の充実、道内外の看護師養成校へのPR活動や救急看護業務手当の創設など、様々な取組により必要な人材の確保に努めてきたところでございます。

道立病院局としましては、こうした取組を継続することはもとより、SNSを効果的に活用し、専門研修プログラムの動画による紹介、インスタグラムによる病院や採用情報の紹介など、様々な機会や手段を通じた募集活動を積極的に行い、医療従事者の確保に取り組んでまいります。

○檜垣尚子委員 次に、江差病院について何点か伺います。

南檜山圏域の地域センター病院である江差病院では、地域医療連携推進法人南檜山メディカルネットワークの活動を通じ、江差病院を中核とした医療機関相互の機能分担や業務連携を進めているものと承知しておりますが、これまでの取組状況について伺います。

○有村経営改革課長 地域医療連携推進法人の取組についてであります。これまで、南檜山メディカルネットワークでは、医療連携や機能分化に向け、各医療機関の院長等による診療連携部会における意見交換や、国の重点支援区域に対する技術的支援を活用し、各医療機関の運営状況の把握や課題の共有を行っているところでございます。

また、医療機関相互の機能分担や円滑な患者紹介など、医療連携に関する情報交換を目的として、江差病院の専門医と各医療機関の医師によるドクターズミーティングを主な診療科ごとに3回開催し、医師同士の顔の見える関係づくりを推進しているところでございます。

さらに、札幌医科大学地域医療研究教育センターとの連携の下、江差病院で実習する医学生や臨床研修医を対象とし、地域医療への理解を深めることを目的とした地域体験研修を実施しているところでございます。

このほか、法人内での人事交流に係る基本ルールを策定し、医師が欠員となった医療機関への臨時的な医師派遣を行っているところでございます。

○檜垣尚子委員 江差病院では、札幌医科大学の地域医療研究教育センターや地域医療連携推進法人などと連携してきています。

これまで、診療体制の確保や人材育成に向けて、どのように取り組んできたのか、伺います。

○石井人材確保対策室長 診療体制の確保や人材育成の取組についてでございますが、江差病院では、札幌医科大学の地域医療研究教育センターに医学・研究フィールドを提供して医学生や研修医の実習受入れを行い、地域の中核的医療を担う医療機関の外来や病棟診療のほか、高齢化や人口減少の進む地域への理解が深まるよう、地域医療連携推進法人等と連携し、各町の医療機関や福祉施設などの視察などを実施してまいりました。

また、医学生や研修医の教育を担う医師が、総合診療や消化器内科の診療に従事いたしますことにより、江差病院における診療体制の確保につながっていることから、道立病院局といたしましては、引き続き、札幌医大や地域の関係機関等と連携し、将来的に地域医療を目指す人材育成を

行いながら、江差病院の診療体制の確保に取り組んでまいります。

○**檜垣尚子委員** 南檜山圏域の医療提供体制構築のため、南檜山メディカルネットワークの果たすべき役割は大きいものと考えますが、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○**須田靖子副委員長** 道立病院局次長山中剛さん。

○**山中道立病院局次長** 南檜山地域におきます今後の取組についてでございますが、地域における医療提供体制の構築に当たりましては、住民の方々の御理解が必要不可欠でありますことから、住民の方々に地域医療の状況を知っていただき、今後の南檜山地域の医療の在り方を考えるきっかけを御提供するため、札幌医科大学総合診療医学講座と連携をし、今年20日に江差町におきまして住民向けの地域医療セミナーを開催することといたしておりますほか、広報紙の発行やウェブサイトを通じた地域住民の方々への情報発信を行うこととしているところでございます。

今後、札幌医科大学地域医療研究教育センターと連携をいたしまして、地域体験研修の実施などに引き続き取り組みますほか、診療連携部会の意見等を踏まえまして、人事交流、医療機器の共同利用や医療材料の共同購入といった業務連携の一層の推進に努めますとともに、国の重点支援区域に対する技術的支援も活用しながら、南檜山地域の医療提供体制の構築に向けた取組を進めてまいります。

以上でございます。

○**檜垣尚子委員** 次に、北海道病院事業改革推進プランについてです。

令和3年度の収支計画の目標についてですが、今回の決算との比較ではどのような状況になっているのか、伺います。

○**野尻病院経営課長** 目標との比較についてでございますが、コドモックルの療育部門を除く医療分全体の令和3年度の決算では、収益が目標の約83億円に対し、決算では89億500万円で目標比107.3%、費用が目標の約152億9200万円に対し、決算では139億7900万円で目標比109.4%となっており、他会計負担金を含めた損益につきましては、目標の約5億5300万円のマイナスに対しまして、決算では1億7500万円のマイナス、最終的な経常損益につきましては、目標の約1億7000万円のマイナスに対しまして、決算では2億900万円のプラスとなったところでございます。

○**檜垣尚子委員** 今回の決算は、経常損益が目標を上回ることとなりましたが、その要因としてどのようなことが挙げられるのか、伺います。

○**野尻病院経営課長** 目標達成の要因についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響で患者数が減少したことなどにより、収益では、医業収益が目標比で約3億200万円の減となった一方、医業外収益につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金などの補助金が目標比で約11億2900万円の増となったところでございます。

こうした中、他会計負担金は約10億900万円の減となりましたが、費用では、例年と比較いたしまして、退職者が少なかったことによる退職給付金や、旅費、修繕費をはじめといたします医業費用の減などによりまして、目標比で約7億7300万円減少したことが主な要因となっていると

ころでございます。

○**檜垣尚子委員** 道立病院の運営状況について、毎年度、北海道病院事業推進委員会による事業実績の点検評価が行われていますが、令和3年度の病院運営や新型コロナウイルス感染症への対応について、どのように評価されているのか、伺います。

○**野尻病院経営課長** 北海道病院事業推進委員会からの評価についてでございますが、病院事業全体の主な評価といたしまして、新型コロナウイルス感染症患者への対応について、引き続き、公立病院に期待される役割を果たし、地域から信頼される医療を提供すること、新型コロナウイルス感染症関連補助金の増により、収支差は改善しているが、引き続き、現行プランに基づく経営改善を着実に進めること、令和4年3月に国から通知された新たなガイドラインに基づく現行プランの改定に当たっては、地域医療構想の検討状況や新型コロナウイルス感染症の流行状況などを踏まえながら、実効性の高い患者数の見込みや数値目標を検討することとされているところでございます。

○**檜垣尚子委員** 推進委員会から、道立病院全体や各病院の取組に対して点検評価を受けておりますが、この評価結果を踏まえ、今後どのように対応していくのか、伺います。

○**畑島道立病院局次長** 評価結果への対応についてでございますが、各道立病院では、これまで、新型コロナウイルス感染症におけるそれぞれの役割や機能に応じまして、陽性患者の受入れをはじめ、市町村が実施するワクチン接種会場への医療従事者の派遣など、公立病院に期待される役割を果たしますとともに、地域に必要な医療を提供してきたところでございます。

こうした中、令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症対応の補助金収入の増加により、プランに掲げた収支目標を上回ることができたものの、感染拡大に伴う受診控えや不急の入院抑制などにより、医業収益は目標を下回っておりますことから、道立病院局といたしましては、引き続き、経営改善に向けまして、プランに掲げる目標を念頭に置きながら、一層の収益確保や費用縮減に取り組んでまいります。

○**檜垣尚子委員** 現在のプランは、国から示された公立病院に関するガイドラインに基づき策定されておりますが、本年3月に新たなガイドラインが通知されたと聞いております。どのような内容が示されたのか、伺います。

○**野尻病院経営課長** 国のガイドラインについてでございますが、本年3月に示されました公立病院経営強化ガイドラインでは、公立病院は、地域医療の確保のため重要な役割を果たしているが、医師、看護師等の不足、人口減少や少子・高齢化の急速な進展に伴う医療需要の変化など、厳しい環境が続いており、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、限られた医師、看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用することや、新興感染症の感染拡大時等への対応など、地域の実情を踏まえ、経営強化の取組を進める必要があることから、令和4年度または令和5年度中の策定を求められているところでございます。

○**檜垣尚子委員** 国から示された新たなガイドラインに基づきプランを改定することとし、その考え方が9月12日の保健福祉委員会で報告されました。

改定が必要となる新たな項目や内容及び改定に向けた今後の進め方について伺います。

○須田靖子副委員長 道立病院部長道場満さん。

○道場道立病院部長 プランの改定についてでございますが、道立病院局では、国から示された新たなガイドラインを踏まえまして、現行の改革推進プランを改定することとし、現在、外部の有識者で構成いたします北海道病院事業推進委員会改革推進プラン検討部会におきまして検討を進めているところでございます。

改定の主な内容といたしましては、令和6年度から時間外労働規制が開始されます医師の働き方改革への対応、今般の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組、電子カルテや各種情報システムを活用し、医療情報の連携や経営の効率化を推進するデジタル化への対応など、現行プランに不足する内容の追加や、プランの期間を令和9年度まで2年間延長することとし、引き続き、改革推進プラン検討部会の御意見を伺いながら、必要な見直しを行いまして、本年度中の改定に向け検討を進めてまいります。

○檜垣尚子委員 国から示された新たなガイドラインに基づき、道立病院事業改革推進プランを改定することとしておりますが、今後、新型コロナウイルス感染症の影響や、人口減少、少子・高齢化の進行等が重なり、道立病院の経営環境はますます厳しさを増してくるものと考えます。

そうした中であっても、道立病院は、地域に必要な医療を提供するという重要な役割を担い、医療を継続していくことが求められております。

今後、その役割を果たし、地域に信頼される医療を提供するため、これまで議論を行ってまいりました課題について、どのように取組を進めていくのか、病院事業管理者の所見を伺います。

○須田靖子副委員長 病院事業管理者鈴木信寛さん。

○鈴木病院事業管理者 今後の病院事業の運営についてであります。道立病院の役割である広域的な医療や精神医療、高度・専門医療など、それぞれの地域で担っている医療サービスを安定的に提供し、地域の医療を守ることが、私に与えられた責務であると考えているところであります。

一方、人口減少による患者数の減少や、医師をはじめとする医療従事者の地域偏在、さらには、新型コロナウイルス感染症の影響も加わり、道立病院を取り巻く環境はこれまで以上に厳しさを増しております。

私といたしましては、こうした中であっても、道民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくことができるよう、道立病院が安定的に医療を提供し続けるという使命の達成に向け、現在、国のガイドラインに基づき改定を進めている改革推進プランの下、最重要課題である医療従事者の確保に努めるとともに、地域の実情に応じた医療提供体制の構築など、各般の施策に全力で取り組み、道立病院の経営強化に努めてまいります。

○檜垣尚子委員 最後に、全体を通して幾つか指摘をさせていただきます。

南檜山メディカルネットワークのような、近隣地域での医療連携や機能分化・分担、情報交換は、各病院の経営面から見てもとても重要な取組と考えますので、さらに充実したものとなるよ

うお願いいたします。

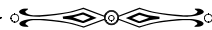
また、今も慢性的な人材不足が課題ではありますが、改革推進プランの改定内容にもあるように、この先の医師の働き方改革などに伴う医師や看護師等の医療従事者の人材不足の解決に向けて、こういった不足を補えるようなデジタル化への対応も早急に進めていかなければならない課題と考えます。

今までとはまた違う角度からの取組なども検討し、安定的な地域医療の提供、継続、そして、安定的な病院経営に向けての体制構築をスピーディーに進めていただきますようお願いしまして、私の質問を終わります。

○須田靖子副委員長 檜垣委員の質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時6分休憩



午後3時25分開議

○田中芳憲委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

道立病院局所管に関わる質疑の続行であります。

武田浩光君。

○武田浩光委員 それでは、順次、通告に従って質問してまいります。

令和3年度の北海道病院事業に関する決算については、令和2年度に続き、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けました。道立病院の経営形態が地方公営企業法の全部適用に移行して5年が経過いたしましたし、プランの進行状況なども含めて確認をしていきたいというふうに思っています。

まず初めに、令和3年度決算状況についてです。

令和3年度北海道病院事業会計決算概要説明要旨におきまして、損益計算は、総収益155億7844万円に対し、総費用157億8633万円となり、差引き2億789万円が当年度の純損失と報告がなされたところです。

そこで、当年度の収支の主な内訳を伺い、純損失については、過去3年間の推移とその評価分析についてもお伺いいたします。

○田中芳憲委員長 病院経営課長野尻彰生君。

○野尻病院経営課長 令和3年度の収支等についてでございますが、収益の主な内容といたしましては、入院及び外来収益等の医業収益が約62億7900万円、他会計負担金などの医業外収益が約92億8500万円であり、費用の主な内訳といたしましては、給与費や医薬材料費等の医業費用が約130億7600万円、企業債の支払い利息等の医業外費用が約26億5700万円となっております。

また、純損失の過去3年間の推移についてでございますが、令和元年度が約5億1600万円、2年度が約1億5200万円、3年度が約2億800万円と、3年間で約3億800万円減少したところでございます。

なお、指定管理者制度を導入しております北見病院を除き、3年間の収益及び費用を比較した令和3年度の実績は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、受診控えや診療制限などによる入院及び外来患者数の減少に伴いまして、医業収益が減少いたしました一方、新型コロナウイルス感染症に関連いたします補助金により医業外収益が増加したため、純損失は減少いたしました。補助金による収益増は一時的なものでありますことから、引き続き、収益の確保や費用の縮減に向けた取組が必要であると考えているところでございます。

○武田浩光委員 ただいまの答弁で、新型コロナウイルス感染症に関連する補助金により純損失は減少したとありました。

令和2年度も、新型コロナウイルス感染症関連の補助金もありまして、経常収支が例年に比べ良好でございました。

令和3年度における新型コロナウイルス感染症関連の補助金について、具体的にはどのような経費に支出したのか、項目と金額についてお伺いをいたします。また、それらの補助金について、令和4年度はどのような見込みなのか、所見をお伺いいたします。

○田中芳憲委員長 経営改革課長有村誠一郎君。

○有村経営改革課長 新型コロナウイルス感染症関連補助金についてであります。令和3年度の新型コロナウイルス感染症対策に係る各種補助金の収入の決算額は、道立病院全体で総額15億4777万円、支出の主な内訳といたしましては、病床確保などに係る人件費として12億3138万円、院内清掃等に係る委託料として2億6713万円、検査機器等の備品整備費として1859万円などとなっております。関連する経費に幅広く活用しているところでございます。

また、国の補助金の見込みにつきましては、今般、病床確保に関する補助金の制度改正が行われ、10月以降、協力医療機関の補助区分の廃止や、重点医療機関の補助上限を設定する調整措置が新たに導入されたところであり、現在、国から示される予定の具体的な取扱いなどについて、情報収集に努めているところでございます。

○武田浩光委員 答弁にあったとおり、今年度以降のコロナ補助金については不透明であるということが分かりましたし、今年度についても、既に、制度改正によって、10月以降、コロナ関連補助金収入が減少することも確実なわけです。

この対策については、後ほど質問をすることといたしまして、もう少しコロナ関連補助金についてお聞きをしたいと思っております。

今回の補助金では、対象経費となる人件費や需用費、備品購入など、先ほど説明していただいた多岐にわたる項目で活用したということですが、国直轄の新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金—— ちょっと長いのですけれども、これにおいては、新型コロナに対応した手当や職員の新規雇用に係る人件費等が対象とされていますが、どのような職員にどのような名目で人件費として支出したのか、お伺いをいたします。

○有村経営改革課長 新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金の活用についてであります。国の緊急支援対策である当該補助金は、感染者の増加により受入れ

病床が逼迫する中で、新型コロナ患者の即応病床を追加で割り当てられた病院の人件費等を補助対象としており、昨年1月に即応病床を追加した江差病院においては、国の実施要綱に基づき、医療従事者の時間外勤務手当や休日勤務手当として活用し、受入れ体制の強化を図ったところがございます。

○武田浩光委員 令和3年度は、コロナ関連補助金によって、全国の多くの病院が黒字化をされたというふうに報道もされました。しかしながら、一部報道において、日本赤十字社や独立行政法人地域医療機能推進機構、通称・JCHOなどの公的病院が多額の経常収支の黒字を計上したことについて、悪意を持って報じているものも散見されるようです。

この長く続くコロナ禍で、当然、公立・公的病院においては、使命を持って対応した結果でありまして、道立病院においても、ただいまの答弁にありましたように、適切に執行されているわけでございます。

令和4年度におきましても、新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金について、厚生労働省は、その対象を補助額の3分の2以上を人件費とするというふうに通知をしておりますので、引き続き、適切に対応するようお願いをしておきたいと思っております。

それで、先ほど言っていた補助金が今年度以降は見通せない状況ということございまして、やはり、経営に関して肝になってくるのが患者の確保だというふうに思っています。

そこで、患者の推移についてお伺いをしていきたいと思っておりますが、基本的な経営基盤の確立は、患者確保によってなされると思っております。過去3年間の患者の推移についてお伺いをしたいと思います。

○有村経営改革課長 患者数の推移についてであります。平成30年度から指定管理者制度を導入した北見病院を除く5病院全体では、入院患者数につきましては、令和元年度が12万1040人、2年度が10万7486人、3年度が10万5684人と、3年間で1万5356人、12.7%の減少となっているところでございます。

また、外来患者数につきましては、令和元年度が21万4355人、2年度が19万6752人、3年度が20万2330人と、3年間で1万2025人、5.6%の減少となっているところでございます。

○武田浩光委員 ただいま、過去3年間の患者の推移についてお伺いをいたしました。同じく、過去3年間の診療単価についてもお伺いをしたいと思います。

○有村経営改革課長 診療単価についてであります。北見病院を除く5病院全体では、入院診療単価については、令和元年度が3万9605円、2年度が4万2136円、3年度が4万2334円と、3年間で2729円、6.9%の増加となっているところでございます。

また、外来診療単価につきましては、令和元年度が1万994円、2年度が1万1240円、3年度が1万1323円と、3年間で329円、3.0%の増加となっているところでございます。

○武田浩光委員 今、診療単価をお聞きしました。その前には、患者数の推移をお聞きしました。患者数は、やはり、このコロナ禍の中で、受診控え、さらには、入院に関しては、不要不急の手術を控えるというところがあって、どうしても減っていくのですね。これはもう全国的な流

れですし、このコロナ禍の中で、入院、外来を増やそうと思っても、なかなかそういうことにはならないというのは十分承知をしております。

ただ、それでは、やっぱり、収益が上がっていかないわけですね。では、この間、その収益を上げるために皆さんはどういった努力をされたのだろうか。それが分かるのが診療単価だと僕は思うのです。

今お答えいただいたとおり、入院診療単価については、3年間で6.9%の増加、そして、外来診療単価につきましては、3年間で3.0%の増加と。これに関しては、やはり、職員の方々が頑張った結果であって、非常に評価されるべき取組であるというふうに思います。

令和3年度の病院事業改革推進プランの自己点検・評価の中にも、全職員が病院の経営状況を共有するため、経営推進会議を開催しているというふうにも書かれておりました。やはり、こうした不断の努力が重要であるというふうに思います。

私も、医大に在籍していた頃は、道立から法人になる、赤字を何とか減らそうといったときに、経営陣だけで何とかできる問題ではないのです。やはり、職員が一丸となって経営に取り組む姿勢が、改善には一番重要なことだろうというふうに思っておりますので、引き続き、職員の経営に対する意識改革に取り組んでいただきたいというふうに思います。

しかし、そうはいつても、今、全国の病院がコロナ禍の受診控えによる患者数の減少に悩んでいるところでございます。安定的な患者確保のためには、各病院の独自の取組が必要だというふうに考えます。

羽幌病院では、平成30年11月からフレイル外来を開始していると承知しております。フレイル外来の現在の状況を伺うとともに、他の病院での特徴的な取組についても伺いをいたします。

○有村経営改革課長 各病院での患者確保の取組についてでございますが、羽幌病院で行っておりますフレイル外来は、主に高齢者に対し、栄養状態や運動・認知機能などの低下が見られる方に早期から医療介入をし、少しでも長く健康な状態を維持していただくことを目指しており、昨年度は16名、本年度は9月末時点で5名の患者が受診をしたところであり、引き続き、フレイル外来を通じて、地域住民の健康増進や新規患者の掘り起こしに努めているところでございます。

このほか、各病院の取組といたしまして、広域医療を担います江差病院では、主な診療科の専門医と地域医療連携推進法人に参加する他医療機関の医師によるドクターズミーティングにおいて、患者紹介に係る情報交換を行い、圏域での連携を通じた患者確保に取り組んでいるところでございます。

また、圏域の精神科医療の中心的役割を担っております緑ヶ丘病院及び向陽ヶ丘病院におきましては、地域連携室による関係機関への訪問や出前講座の実施等による病院機能の周知などに取り組んでいるほか、小児の高度・専門医療を担うコドモックルにおきましては、他の医療機関では対応が困難な小児患者の受入れを行っており、これまで、新生児を集中的に治療するNICUの増床や、それに伴います看護師の確保など、より多くの患者を受けられるよう体制整備を行ったところでございます。

○武田浩光委員 今、各病院の取組を御答弁いただきました。各地域の人口が減少していき、さらに、コロナ禍によって受診控えが起きている中で、各病院とも患者を確保することは簡単なことではないということは理解しております。

それぞれによりよい医療を提供することで患者確保につなげていくという取組は、決して間違いではないというふうに思います。しかし、それだけで、ウィズコロナの現状で本当に患者数の回復が望めるのか、そのこのところの一つの鍵があるのではないかと私は思っております。

多分、地域における道立病院では、地域のコミュニティーを形成していると思うのです。実は、医大の中でも、用もないのに医大に来て、患者同士がお話をしている場面もよく見ました。今は、こんなコロナの状況ですから、用がないのに病院に行くということはあまり推奨できることではないというふうには思いますが、やはり、治療のための道立病院ではなくて、もっと違った形で道立病院の有効利用というものも考え、そこから患者確保につなげていくという取組もあるのじゃないかと思えます。

山形の日本海総合病院は、全適ではなく、地方独立行政法人になったのですが、やはり、様々な取組をやっているのです。そういった部分を含めて、先ほど言った自己点検・評価の中でも、患者満足度調査のことが書かれておりますが、病院の医療の面、入院時の給食等の面、施設の面、それだけの患者満足度ではなくて、地域においてその病院が、私たちの道立病院がどういったことをすれば、そこに行く人たちが満足してくれるのか、そういった視点も必要ではないか、大事ではないかというふうに思っております。

道立病院が果たす地域における役割、そういった潜在的可能性というものは本当に大きいというふうに私は思っております。こうしたことも踏まえて、今だからこそできることをもっと検討していただきたいということを指摘しておきたいと思えます。

さて、次に、医師確保についてお伺いをします。

医師の確保につきましては、病院経営の根幹でありまして、これまでの議会議論でも、医師不足による診療機能の低下により減収につながると言及されてきた経過があります。

そこで、全適以降の病院ごとの医師数の推移について何うとともに、この間の具体的に効果のあった医師確保策についてもお伺いいたします。

○田中芳憲委員長 人材確保対策室長石井安彦君。

○石井人材確保対策室長 医師数の推移等についてでございますが、指定管理者制度を導入いたしました北見病院を除く5病院の平成29年度から令和3年度末時点の医師数の推移は、江差病院が、平成29年度は11名、30年度は10名、令和元年度は10名、2年度は9名、3年度は9名、以下、同様に申し上げますと、羽幌病院が、6名、7名、7名、9名、8名、緑ヶ丘病院が、9名、9名、7名、7名、6名、向陽ヶ丘病院が、平成29年度から令和3年度まで各年度で5名、コドモックルが、38名、39名、40名、43名、43名となっております。

道立病院局では、これまで、医師の確保に向けまして、各医育大学に対する医師派遣要請、自治医科大学卒業医師や地域卒医師の受入れ、専門医制度に対応いたしました専門研修プログラム

の策定による専攻医の受入れ、民間人材紹介事業者等の情報誌への求人掲載や就職説明会への参加など、様々な取組を行ってまいりました。

○武田浩光委員 今、説明をしていただきましたが、江差病院、羽幌病院においては、十分な医師数の確保までには至っておりませんが、今後の医師確保に向けてのある程度の道筋は見えてきたのではないかなというふうに思うところでございます。

特に、羽幌病院でこれまで受け入れてきた専攻医からの意見などによって、専攻医をはじめとした若い医師に着任してもらうには何が必要なのか、一定の知見を得たものと考えますが、所見をお伺いいたします。

○石井人材確保対策室長 羽幌病院の取組についてでございますが、羽幌病院では、総合診療医や地域医療を志す医師の育成体制を強化するため、平成30年度から総合診療の専門研修プログラムを策定し、令和元年度に1名、2年度に3名、3年度に3名の専攻医を確保いたしますとともに、他の医療機関の連携施設として専攻医の受入れなども行ってまいりました。

こうした中、専攻医等からは、総合診療のほかにも家庭医療や病院総合診療について学びたい、地域でも自分がやりたい診療ができる等の意見がございましたことから、こうした意見を踏まえまして、家庭医療、病院総合診療を学ぶサブスペシャリティ研修や、連携施設の追加などのプログラムの充実、オンライン医学情報サービスの導入による研修環境の整備に取り組んでまいりましたほか、専門研修プログラムを動画配信や初期臨床研修医を対象とする説明会等を通じて積極的にPRするなどして、専攻医をはじめとした医師の確保に取り組んでいるところでございます。

○武田浩光委員 江差病院についてですけれども、地方の医療を支えるには、総合診療医の存在は欠かせないと考えます。

地域医療研究教育センター事業も生かしつつ、江差病院における総合診療医の育成拠点としての地域医療研究教育センター事業の取組について所見を伺います。

○石井人材確保対策室長 江差病院の取組についてでございますが、江差病院では、札幌医科大学が設置した地域医療研究教育センターから医学生や研修医を受け入れ、外来や病棟での診療参加型の実習を行いますとともに、地域医療を志向するマインドの涵養を図るため、札幌医科大学や地域医療連携推進法人等と連携し、高齢化や人口減少の進む地域への理解が深まるよう、地域体験研修などを行ってまいりました。

また、大学から派遣されております教員が診療にも従事いたしますことにより、江差病院の診療体制の確保と教育体制の充実が図られておりますことから、道立病院局といたしましては、今後も引き続き、札幌医大や各町の医療機関などと連携し、将来の地域医療を担う医師の育成体制の構築に努めながら、江差病院の診療体制の確保に取り組んでまいります。

○武田浩光委員 続いて、緑ヶ丘病院についてですけれども、先ほどの医師配置の推移において、緑ヶ丘病院は、平成29年度からの推移が9名、9名、7名、7名、6名と、どんどん減っているのですね。道立5病院の中で、この緑ヶ丘病院の医師確保については、本当に危機的

状況ではないかと思うところでございます。

緑ヶ丘病院は、かつて先進的な精神医療の提供で全国的にもネームバリューがあったと聞いておまして、圏域においてもスーパー救急を提供するなど、極めて重要な存在というふうに承知をしております。

精神科救急医療体制を確保するためには、精神保健指定医が必要でございますが、その現員数を伺うとともに、医師確保にどのように取り組んでいるのか、所見をお伺いいたします。

○石井人材確保対策室長 緑ヶ丘病院の取組についてでございますが、緑ヶ丘病院は、精神科救急医療の輪番制に参加するとともに、精神科救急入院料病棟、いわゆるスーパー救急病棟を中心に、十勝圏域の精神科救急・急性期医療の中心的役割を担っているところでございます。

こうした中、緑ヶ丘病院の精神保健指定医は、現在5名と減少傾向にありますことから、道立病院局では、診療体制の確保に向けまして、地元医療機関に勤務する医師への診療協力依頼、インターネットや各種広報誌等による公募、北海道地域医療振興財団や自治体病院協議会、民間人材紹介会社等を活用した、道内外の医師の募集活動を行っております。

また、中長期的な観点から、他の医療機関の専門研修プログラムの連携施設となるよう準備を進めますとともに、地域の初期臨床研修病院から研修医の受入れを行うなど、様々な活動を通じて医師確保に取り組んでいるところでございます。

○武田浩光委員 今、緑ヶ丘病院の医師確保の取組について答弁いただきましたが、インターネットや各種広報誌等による公募ですとか、地元医師への診療協力依頼とか、様々な募集活動を行ったということなのですが、その取組によって医師確保にどのようにつながったのか、また、道立病院事業の改善に関する指導や助言をいただく北海道病院事業推進委員会からは、この件についてどのような意見が出ているのか、お伺いしたいと思います。

○石井人材確保対策室長 緑ヶ丘病院の医師確保の状況等についてでございますが、これまでの東京事務所や北海道地域医療振興財団等を活用した募集活動によりまして、令和2年度に1名の常勤医師を確保いたしましたほか、道外医師の宿日直応援を受けているところでございます。さらに、地元医師への診療協力依頼により、宿日直や外来診療等の応援を受けております。

また、北海道病院事業推進委員会からは、医師の確保につきまして、すぐに効果に結びつかなくても、こうした取組を継続していくことが重要という御意見を頂いております。

○武田浩光委員 本当は常勤医師を確保していくことが大前提だというふうに思いますが、今答弁にありましたように、道外医師が来てくれるとか、たとえ緊急的な1か月に1回とかの当直でも来てくれるとか、地元医師からも、非常勤といえども診療応援を受けているということは、やはり、今後につながっていくというふうに考えます。

しかし、精神保健指定医の確保は重要でありますことから、今後は、全適の利点も生かし、インセンティブ付与の処遇改善なども検討していただきたいということを改めてここで指摘しておきたいと思っております。

次に、医療従事者の確保についてです。

医師以外の職種の確保にも苦慮しているものと認識をしております。

昨年の決算特別委員会でも、私は、人材確保に向けては、全適の利点を生かして医療従事者の処遇改善を図り、採用困難な看護師などの確保を図るべきだと指摘したところです。

この1年間の医療従事者の処遇改善の実績についてお伺いします。

○野尻病院経営課長 医療従事者の処遇改善についてでございますが、国では、昨年11月、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提とした、看護職員等の処遇改善事業を行うこととしたところでございます。

道立病院局では、こうした国の方針を踏まえまして、対象となる江差病院及び羽幌病院の看護職員に対する緊急看護業務手当を新設し、本年2月から9月は、国の補助事業を活用し月額4000円を、10月からは、診療報酬改定により新設されました看護職員処遇改善評価料により、月額1万2000円を支給し、看護職員の処遇改善を図ったところでございます。

○武田浩光委員 ただいまの答弁にあった手当については、先ほどの委員への答弁にもありました。これは、施設要件を満たした公立病院においては、経営形態によらず、大半の施設で実施されているものであり、特に評価ができるとは私は思っておりません。

また、看護師以外の医療従事者についての答弁はありませんでしたし、特に、近年、病院薬剤師の成り手が減少しておりまして、社会問題化しております。看護師以外の職種に対しても処遇改善を検討していただきたいことを、再度ここで指摘しておきたいというふうに思います。

それでは、次に、北見病院の運営についてお伺いします。

北見病院の運営につきましては、平成30年度からの指定管理者制度の導入以降の経営状況、北海道病院事業会計に対する影響も把握しなければならないというふうに考えているところです。

北見病院単独での医業収支及び経常収支、さらには、指定管理者制度による病院運営を維持するため、指定管理料などの北海道病院事業会計から指定管理者である北見赤十字病院に繰り出されている金額についてもお伺いをいたします。

○有村経営改革課長 北見病院についてであります。平成30年度から指定管理者制度を導入しており、まず、医業損失につきましては、平成30年度は約9億9536万円、令和元年度は約9億1882万円、2年度は約9億18万円、3年度は約5億8392万円となっているところでございます。

医業外収支を含めました経常損失につきましては、平成30年度は約7億204万円、令和元年度は約6億6347万円、2年度は約6億9674万円、3年度は約4億2850万円となっているところでございます。

また、指定管理料につきましては、道と日本赤十字社との協定に基づき支払うこととしており、平成30年度は7000万円、令和元年度は1億6600万円、2年度は2億7400万円、3年度は3億7100万円となっているところでございます。

○武田浩光委員 医業損失、それから経常損失については、順当に減少している一方、指定管理料については増加をしています。しかし、職員の移行が終了いたしましたことから、この指定管

理料については、今後、ここでアップーなのかなと。それほど、いきなり増加ということはないのかなというふうにも考えております。

北見赤十字病院との指定管理の契約期間は10年というふうに承知をしておりますので、その間の病院会計への影響については、私ども会派としても注視をしていきたいというふうに思います。

それでは、最後になりますが、今後の病院運営についてです。

令和3年度についても、コロナ禍もあり、難しい病院運営を迫られたところではございますが、総務省から、持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインが発出されたこともありまして、今、プランの改定作業を行っているものと承知しております。

新たなガイドラインにおきましては、働き方改革に伴う対応のほか、新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組なども盛り込むことが求められております。

こうした状況は、よい判断材料にもなると考え、公立病院には、効率化だけではなく、平時より、DMATなどの災害医療も含めて、深刻な事態に備えた人的ゆとりのある体制づくりが不可欠であるというふうに考えます。

国からの補助金において、現状は人件費分として多額に活用されていることを踏まえ、今後、他会計からの繰入れのほか、経営努力も必要になるというふうに考えますが、病院事業管理者としての所見をお伺いいたします。

○田中芳憲委員長 病院事業管理者鈴木信寛君。

○鈴木病院事業管理者 今後の病院運営についてであります。道立病院は、民間医療機関が参入しにくい地域での広域的な医療をはじめ、精神医療などの不採算医療や高度・専門医療などを提供しておりますが、本道の急速な人口減少に伴う患者数の減少や医療従事者の地域偏在、さらには、新型コロナウイルス感染症による診療制限など、道立病院を取り巻く環境は一層厳しさを増しているところであります。

こうした中、新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入により、経常収支の改善が図られてきたところではあります。一方で、今年度は、前年度にも増して感染が拡大したことによる受診控えや診療制限などの影響で、医業収益が減少傾向にあることから、道立病院局といたしましては、現在、改定を進めている改革推進プランの下、最重要課題である医療従事者の確保に努めるなど、一層の収益確保や費用縮減に取り組みながら、地方公営企業法に基づく他会計からの必要な繰入れを行い、道立病院が地域に必要な医療を安定的に提供し続けることができるよう、経営強化に努めてまいります。

○武田浩光委員 ただいま、病院事業管理者からお答えいただきました。

このコロナ禍で、公立病院は、その存在意義を高めてきたと思います。そして、その使命も果たしてまいりました。道立病院におきましては、累積欠損金の課題もございませうけれども、やはり、必要なものは必要である、それを改めて地域住民の方が感じられたのではないかとこのように思います。

先ほども申し上げたとおり、道立病院には、まだまだ秘めたポテンシャルがあるというふうに思っております。ぜひ、自信を持って病院の財政課題に取り組んでいただくことを御指摘申し上げます、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○田中芳憲委員長 武田委員の質疑は終了いたしました。

赤根広介君。

○赤根広介委員 それでは、病院事業会計についてお伺いをしてまいります。

長期化する新型コロナウイルス感染症の拡大に対し、道立病院におかれましても、感染症患者の受入れやワクチン接種への協力など、様々な役割を果たしてこられたものと承知しております。

コロナ感染症への対応に当たっては、各医療機関に対し、患者受入れ病床の確保や感染防止対策などの体制整備に係る経費について、国からの補助金が交付されており、道立病院における交付実績、活用状況、さらには、病床確保に係る補助金の見直しの影響などについては、先ほど来の議論で承知をしたところであります。

そこで、今後も、病床確保の補助金制度の見直し、さらには、先般も、国会の厚生労働委員会では、感染症法の改正が可決をされたということで、今後も、道立病院をはじめ医療機関の経営を取り巻く状況は変化していくというふうに考えるわけではありますが、道立病院が担うべき役割として、感染の再拡大に備えた患者受入れ体制を整備していくことは重要と考えます。

この点、今後どのように取り組んでいくのか、まず伺います。

○田中芳憲委員長 道立病院部長道場満君。

○道場道立病院部長 感染症対策に係る今後の対応についてでございますが、各道立病院では、それぞれの役割や機能に応じまして、発熱外来の設置や各フェーズに応じた受入れ病床を確保し、入院患者の受入れを行ってきているところでございます。

こうした中、先般の病床確保に係る補助金の大幅な見直しは、道立病院の経営に少なからず影響があるものと考えておりますが、道立病院局といたしましては、今後も、感染管理認定看護師など感染管理に精通する職員の配置や、感染防止に向けた研修の実施など、院内感染防止の取組を徹底いたしますとともに、日頃から感染対策に必要な施設設備の点検整備に努めながら、今後の道の病床確保の考え方も踏まえつつ、現行の医療提供体制を継続することを基本に、感染拡大時に備えた診療体制を確保できるよう取り組んでまいります。

○赤根広介委員 今がまさに感染再拡大、さらに申し上げますと、本道は第8波の入り口に差しかかっていると言っても過言ではない状況だというふうに思います。

そういう意味におきましては、感染症法の改正では、今後も公的病院には病床の確保も義務づけられるというような内容になっていると承知をしておりますので、引き続き、道立病院としての役割をしっかりと果たしていただきたいということをお願い申し上げます。

収益の確保に当たっては、患者数の確保が重要な取組であります。コロナの感染拡大は患者

確保の取組にどのような影響があったのか、伺います。

○田中芳憲委員長 経営改革課長有村誠一郎君。

○有村経営改革課長 患者確保の取組への影響についてでございますが、新型コロナウイルス感染拡大によりまして、道立病院におきましても、患者自身の受診控えをはじめ、不急の入院抑制や慢性疾患患者に対する薬剤の長期投与の実施など、様々な要因によりまして、感染が拡大する前の令和元年度と比較いたしまして、入院・外来患者数が大きく減少しているところでございます。

また、これまで各病院で取り組んでおりました患者紹介依頼に向けた関係機関への訪問自粛や住民向け公開講座の開催が軒並み休止となるなど、新規患者の確保の取組が大きく制限されることとなったところでございます。

○赤根広介委員 先ほどの答弁でも、入院患者数が3年間で約1.5万人減少、そして、外来患者数も5.6%減少しているということで、非常に厳しい状況にあらうかと思えます。

コロナの感染状況は、第3回定例会以降、一旦落ち着きを見せていたものが、また急拡大の様相を呈しているわけでありまして。こうした現状を踏まえながらも、道立病院局では、今後どのように収益確保に取り組むのか、伺います。

○田中芳憲委員長 道立病院局次長山中剛君。

○山中道立病院局次長 今後の収益確保に向けた取組についてでございますが、令和3年度におきましては、感染拡大の影響が続く中、患者確保に向けた電話による診療や、書面、ウェブによる情報発信のほか、各種補助金を最大限活用するなどして、収益の確保に努めてきたところでございます。

道立病院局といたしましては、今後の感染状況を十分踏まえながら、これまで制限しておりました関係機関への訪問活動等を再開し、周辺医療機関や福祉サービス事業者等との連携によりまして患者確保の取組を推進いたしますとともに、患者数の増加に直結する医師確保の取組を一層強化し、収益の確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤根広介委員 患者数の増加に直結する医師確保の取組を強化するというところでございまして、そこにまさに関係する医師の働き方改革についてであります。令和6年4月1日から労働基準法による時間外労働の上限規制の適用開始、いわゆる働き方改革への対応が必要であります。

改めて、医師の働き方改革がどのようなものか、お伺いいたします。また、道立病院において、この改革に向けて、これまでどのように対応してきたのか、併せて伺います。

○田中芳憲委員長 人材確保対策室長石井安彦君。

○石井人材確保対策室長 医師の働き方改革についてでございますが、平成31年の労働基準法の改正によりまして、労働者の時間外労働の上限は、1か月45時間、年360時間を超えないことを原則とし、臨時的な特別の事情がある場合には、三六協定の締結による年720時間を上限とされ

ました。

医師につきましては、働き方改革を進めつつ、地域医療の確保に配慮するため、時間外労働の上限を原則、年960時間とした上で、地域医療の確保や医師の技能向上のために必要な場合に限り、連続勤務時間制限などの健康確保措置を条件といたしまして、暫定的に年1860時間の上限時間数が設定され、令和6年4月から適用されることとなっております。

こうした働き方改革に対する対応についてでございますが、医師の働き方改革の推進に向け、道立病院局では、まず、医師の勤務時間を正確に把握することが重要でありますことから、時間外の呼び出しや院内で自己研さんを行う機会が多い医師の特性に配慮いたしまして、令和2年10月から指紋認証式のタイムレコーダーを導入いたしますとともに、国の通知に基づき、自己研さんと労働時間を区別するルールを定め、時間外労働時間の把握を進めてまいりました。

この結果、特定の診療科の医師の時間外労働が長時間に及ぶことが明らかとなりましたことから、当該診療科の医師の増員や診療体制の見直し、医師事務作業補助者の配置などの負担軽減の取組によりまして、時間外労働の一定の短縮効果は認められましたものの、現在、いまだに年960時間を超える医師がいるところでございます。

以上でございます。

○赤根広介委員 医師の特性に配慮しながらも様々な取組を進め、成果が出ている一方で、また課題というものも明らかになっているということでもあります。

今後、令和6年度の規制の適用開始を目前に控えているわけではありますが、どのような方向性で取り組んでいくのか、伺います。

○田中芳憲委員長 道立病院局次長畑島久雄君。

○畑島道立病院局次長 今後の対応についてでございますが、令和6年度の制度適用に向けまして、勤務環境の改善を着実に進めていくことは、持続的な人材確保の観点からも重要と認識しております。

このため、道立病院局では、医師の勤務環境改善に向けまして、時間外労働の状況も踏まえた医師の配置の検討、各病院の現場の意見を踏まえたタスクシフト、タスクシェアの推進等に引き続き取り組みますとともに、医療現場の勤務環境改善に向けた支援に豊富な実績を有します北海道医療勤務環境改善支援センターの助言も得ながら、他の医療機関の取組状況について情報収集を図りつつ、時間外労働が長時間となっております特定の診療科につきましては、特例水準の指定に向けた検討を行うなど、医師の働き方改革に取り組んでまいります。

○赤根広介委員 次に、経営改善に向けた取組について、北海道病院事業改革推進プランでは、推進委員会による点検評価が行われており、経営改善に向けた評価の一つに、「地域連携室による患者確保の取組みを推進し、収益の確保に努めること。」とあります。

このほかにも、地域連携室に関する評価コメントが幾つか見受けられるわけではありますが、初めに、各病院に設置されている地域連携室では、どのような役割を担っているのか、伺います。

○有村経営改革課長 地域連携室の役割についてでございますが、道立病院におきましては、平成

29年度から全ての病院に地域連携室を設置しており、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士などの専門職員が、近隣の医療機関や福祉サービス事業者などと連携し、患者やその御家族の相談窓口として、入退院に係ります医療機関等との調整や、患者の在宅や転院に向けた支援を行っているところがございます。

また、地域の関係機関を訪問し、病院の機能や診療体制の情報提供を行うなどして、顔の見える関係づくりの構築に努めており、こうした地域連携室の取組により、患者サービスの向上や新たな患者の確保につながっているものと認識しております。

○赤根広介委員 精神科医療に関しては、国の入院医療中心から地域生活中心へという方針を踏まえ、患者の地域生活への移行が促進される中、地域の関係機関との連携に当たり、地域連携室は重要な役割を担っていると考えるわけであります。

精神科単科病院である緑ヶ丘、そして向陽ヶ丘の両病院における地域連携室の取組状況を伺います。

○有村経営改革課長 精神科病院の地域連携室の取組についてであります。精神科における患者の地域生活への移行を円滑に進めていくためには、病院と地域の関係機関が十分に連携し、それぞれの役割を果たしながら、地域全体で患者を支えていく体制を構築していくことが必要となります。

このため、圏域の精神科医療の中心的役割を担います緑ヶ丘病院及び向陽ヶ丘病院におきましては、地域連携室の職員が中心となり、関係機関による会議への参加や個別訪問を通じ、個々の患者に係る入退院などの調整を行うとともに、こうした機会を活用いたしまして、患者確保に向けたニーズの聴取や病院機能の周知を行っているところがございます。

○赤根広介委員 ただいま御答弁いただいたような取組も、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化、そしてまた、今、高いレベルで感染拡大が続いている状況を踏まえると、なかなか難しい面もあろうかと思いますが、これまでの取組状況を踏まえて、緑ヶ丘、そして向陽ヶ丘の両病院の地域連携室では、今後どのような取組を展開していくのか、伺います。

○山中道立病院局次長 地域連携室に関しまして、今後の取組についてでございますが、緑ヶ丘病院におきましては、昨年度、院内に設置をしました在宅患者支援検討会において、デイケア及び訪問看護に係る地域との連携や役割分担の在り方について検討するとともに、関係機関を訪問し、病院への意見や要望を伺うこととしております。

また、向陽ヶ丘病院におきましても、感染拡大の状況を十分見極めながら出前講座や関係機関訪問を実施し、地域におけるニーズの把握に努めることといたしております。

道立病院局といたしましては、それぞれの地域連携室が役割を果たしながら、患者サービスのさらなる向上や新たな患者の確保が図られるように努めてまいります。

以上でございます。

○赤根広介委員 非常に難しい状況であろうかと思いますが、ぜひ、こうした地道な取組を積み重ねていただきたいと思っております。

とりわけ、向陽ヶ丘病院については、地元の道議会議員の方もしっかりとこの病院が使われるように汗をかきたいというふうにおっしゃっていました。たまたま、以前、地域に赴いたときに、認知症のお話になりまして、ふだん家庭にいるとなかなか気づかないけれども、何かおかしいと思ったときは、まずは病院にかかってくれと、これがまずは受診のきっかけになるということで、そのきっかけづくりのお話も、かつて市民の方にもされたりしておりましたので、ぜひ、使っていただきたいというふうに思います。

次に、コドモックルにおけるD P C制度への参加についてであります。昨年の決算特別委員会でも質問をさせていただきましたが、令和6年度の算定開始に向け、まずは、令和4年4月の診療報酬改定の時期に合わせて、D P C準備病院となるための届出を行った旨の御答弁でしたが、これまでどのように取り組んできたのか、伺います。

○有村経営改革課長 D P C制度への参加に向けた取組についてであります。コドモックルでは、昨年9月に北海道厚生局へ届出を行い、D P C準備病院となった本年4月から円滑な制度への移行を進めるため、院内にD P C準備室を設置したところでございます。

これまで、統計資料の作成や分析などを行うD P C制度に精通した人員の配置や、院内職員向け研修会の開催、他の医療機関と比較が可能となる分析システムの整備など、D P C準備室が中心となり、D P C算定開始に向けた取組を行っているところでございます。

○赤根広介委員 着実に準備を進めているということですが、今後、この制度への参加に向けてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○有村経営改革課長 今後の取組についてであります。令和6年度からのD P C算定開始に向けまして、今年度から、病院経営に精通したコンサルタントによる助言の下、D P C制度を効率的に運用するためのクリニカルパスの策定や、インセンティブで評価される機能評価係数の向上に取り組むこととしているところでございます。

道立病院局といたしましては、D P C制度の導入によりまして、他の病院との様々な比較分析を行うことが可能になることから、自院の強みや弱みを客観的に把握し、標準的で効率的な医療を提供するよう努力することで、費用の抑制効果も期待されるところでございまして、その導入効果を最大限発揮しながら、さらなる経営改善につなげていく考えでございます。

○赤根広介委員 最後になります。

これまで、道立病院の取組についてお伺いをしてまいりましたが、適切な医療の提供を通じ、道民の安心、安全を確保していくためには、何よりも経営基盤の安定が欠かせないわけでありませう。

今後、道立病院局として経営改善に向けてどのように取り組んでいくのか、その取組の先頭に立つ病院事業管理者の決意をお伺いいたします。

○田中芳憲委員長 病院事業管理者鈴木信寛君。

○鈴木病院事業管理者 経営改善に向けた今後の取組についてであります。道立病院は、公営企業としての公共性の確保や経済性の追求に努めながら、民間医療機関が参入しにくい地域にお

ける広域的な医療や、精神医療、高度・専門医療など、それぞれの地域で必要な医療サービスの提供に取り組んできたところであります。

しかしながら、人口減少による患者数の減少や、医師をはじめとする医療従事者の安定的な確保がより一層困難であること、さらには、新型コロナウイルス感染症の影響も加わり、病院経営を取り巻く環境はますます厳しさを増しております。

私といたしましては、現在、国のガイドラインに基づき改定を進めております病院事業改革推進プランの下、医療従事者の確保対策や勤務環境の整備、地域の医療提供体制の構築など、各般の施策を推進し、道立病院の経営強化に最大限取り組んでまいります。

○赤根広介委員 終わります。

○田中芳憲委員長 赤根委員の質疑は終了いたしました。

菊地葉子君。

○菊地葉子委員 新型コロナの感染状況が長期化する中で、医療現場では本当に様々な御苦労の中で対応していただいていることに敬意を表しまして、以下、病院事業会計について伺ってまいります。

初めに、患者数の推移についてですが、一昨年に引き続き、コロナの影響下にある中で、道立病院の入院・外来患者数はどのように推移しているのか、お伺いいたします。

○田中芳憲委員長 経営改革課長有村誠一郎君。

○有村経営改革課長 患者数の推移についてであります。平成30年度から指定管理者制度を導入した北見病院を除く5病院全体では、入院患者数につきましては、令和元年度が12万1040人、2年度が10万7486人、3年度が10万5684人と、令和3年度は、対前年度比で1802人、1.7%の減少となっているところでございます。

また、外来患者数につきましては、令和元年度が21万4355人、2年度が19万6752人、3年度が20万2330人と、令和3年度は、対前年度比で5578人、2.8%の増加となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の流行前の令和元年度と比較いたしますと、1万2025人、5.6%の減少となっているところでございます。

○菊地葉子委員 外来患者数は2年前の水準に戻っているようですが、入院患者については前年並みに終始していることについて、どのように分析されているのか、伺います。

○有村経営改革課長 入院患者数についてであります。新型コロナウイルス感染症の流行に伴いまして、不急の入院抑制による影響が続いているほか、患者紹介に係る関係機関への訪問制限などが影響し、患者数が減少していると考えているところでございます。

道立病院局といたしましては、今後の感染状況を踏まえながら、これまで制限していた関係機関への本格的な訪問再開や、患者数の増加に直結する医師確保の取組も一層強化し、患者の確保に努めてまいります。

○菊地葉子委員 道立病院では、入院が必要なコロナ患者の受入れも行っていますが、2021年度の実績を実患者数と延べ患者数について前年度との比較でお示しく下さい。

○有村経営改革課長 新型コロナウイルス感染症患者の受入れ状況についてであります。道立病院における感染症患者の受入れ状況は、江差病院では、令和2年度が、実患者数55人、延べ患者数338人、3年度が、実患者数52人、延べ患者数550人となっており、対前年度比で、実患者数で3人減少、延べ患者数で212人増加しております。

羽幌病院では、令和2年度が、実患者数2人、延べ患者数14人、3年度が、実患者数18人、延べ患者数126人となっており、対前年度比で、実患者数で16人、延べ患者数で112人増加しております。

また、北見病院におきましても、指定管理を行っている北見赤十字病院との連携の下、令和2年度に、実患者数23人、延べ患者数212人、3年度に、実患者数50人、延べ患者数267人を受け入れており、対前年度比で、実患者数で27人、延べ患者数で55人増加しております。

○菊地葉子委員 本当に大変な御苦勞を担っていただいているのだということを認識しました。

それで、医療従事者の状況についても伺いたします。

医師及び看護師の配置状況等についてですが、先ほど、さきの委員の質問に詳しくお答えしていますので、ちょっと確認しますが、医師については、五つの病院の合計で、配置数が71名で欠員が16名、充足率が81.6%で、令和2年度末の83.9%から2.3ポイント減少、看護職員については、五つの病院の合計で、配置数が470名で欠員が24名、充足率が95.1%で、令和2年度末の93.5%から1.6ポイント増加ということによろしいでしょうか。

○田中芳憲委員長 人材確保対策室長石井安彦君。

○石井人材確保対策室長 医師、看護職員の配置数等についてでございますが、今、委員の御指摘のとおり、5病院の合計で、医師に関しましては、配置数が71名、欠員が16名で、充足率が81.6%、看護師につきましては、配置数が470名、欠員が24名で、充足率が95.1%となっております。御指摘のとおりでございます。

○菊地葉子委員 なかなか欠員状況が改善していかないということがあるのですが、看護職員の新規採用者数等の状況についても伺ってまいります。

道立病院における看護職員の2021年度の新規採用者数、離職者数と離職率を前年度との比較で伺います。

○石井人材確保対策室長 看護職員の新規採用者数等についてでございますが、看護職員の新規採用者数は、令和3年度は34名、前年度の令和2年度は43名となっております。

退職者数と離職率につきましては、令和3年度につきましては、退職者数が34名で離職率が7.2%、前年度でございます令和2年度につきましては、退職者数が29名で離職率が6.2%となっております。

○菊地葉子委員 看護職員の夜勤回数等について伺います。

看護職員の2021年度の月平均夜勤回数、夜勤実施者数について、前年度との比較で伺うとともに、昨年度の最多夜勤回数についても伺います。

○石井人材確保対策室長 看護職員の夜勤回数等についてでございますが、月平均夜勤回数及び

【決算特別委員会 11月7日 第3号】

夜勤実施者数につきましては、令和2年度は、月平均夜勤回数が8.3回、夜勤実施者数は302人、3年度は、月平均夜勤回数が8.3回、夜勤実施者数は305名となっております。

また、令和3年度におきます最多の夜勤回数につきましては、16回となっております。

以上でございます。

○菊地葉子委員 医師の宿日直数などについてはいかがでしょうか。2021年度の医師1人当たりの宿日直回数と1人当たりの最大数、時間外勤務実績について、病院ごとに伺います。

○石井人材確保対策室長 医師の宿日直回数等についてでございますが、江差病院の1人当たりの月平均宿日直回数は2.2回、最大数は5回、月平均の時間外勤務時間は21.3時間、以下、同様に申し上げますと、羽幌病院が、平均2.6回、最大7回、時間外が8.5時間、緑ヶ丘病院が、平均5.4回、最大8回、時間外が17時間、向陽ヶ丘病院が、平均7.4回、最大10回、時間外が11.5時間、コドモックルが、平均2.8回、最大14回、時間外が34.5時間となっております。

○菊地葉子委員 昨年度の決算特別委員会では、コロナ感染症の第6波への対応が議論されました。今、北海道の現状を見ますと、第8波の襲来が予測されるような感染状況です。引き続き、患者の受入れ体制や検査体制の充実強化が求められますが、職員体制の充実も待ったなしの状況です。

医師、看護師等の職員の配置や充足率、時間外勤務状況については、これまでもその改善や充実を求めてきたところです。医師、看護師の欠員補充も改善方向には向いていない状況も確認できました。夜勤回数、宿日直、時間外勤務については、本当に改善の余地は大きいものがあります。

人材確保については、人材確保対策室での取組等、努力されていることは承知していますが、公的医療の役割の重要性からも、しっかりとした人材確保が求められます。今後、どのように取り組むのか、伺います。

○田中芳憲委員長 道立病院局次長畑島久雄君。

○畑島道立病院局次長 医療従事者の確保についてでございますが、道立病院が地域に必要な医療を継続的に提供するためには、医療従事者の確保、育成が重要と認識しておりますことから、これまでも、医師の確保に向けまして、医育大学への医師派遣要請、自治医科大学卒業医師や地域卒医師の受入れ、民間人材会社等の情報誌への求人掲載や就職説明会への参加、道外勤務医師に対する募集活動、また、看護師確保に向けまして、看護学生や養成校への病院紹介、民間人材会社の活用、通年募集や希望場所での採用試験の実施のほか、救急看護業務手当の創設などに取り組んできたところでございます。

道立病院局といたしましては、こうした取組を継続することはもとより、SNSを活用した病院や採用情報の紹介などの広報活動、医学生や研修医の研修受入れ機関としての教育体制の充実、就職説明会等での新人看護師キャリアアッププランのPRなどを通じまして、引き続き、医療従事者の確保に取り組んでまいります。

○菊地葉子委員 大変な御苦勞をされていることも理解しますが、道立病院の役割に鑑み、なお

一層の奮闘を期待いたしまして、令和3年度の決算状況についてお尋ねいたします。

初めに、長期借入金の推移等についてですが、病院事業会計の長期借入金について、令和元年度末実績を確認した際には、残高が372億6000万円でありましたが、その後の推移を伺います。

○田中芳憲委員長 病院経営課長野尻彰生君。

○野尻病院経営課長 長期借入金の推移についてでございますが、一般会計からの長期借入金における令和3年度末の残高は約372億6000万円であり、平成21年度以降、新たな借入れを行っておりませんことから、残高につきましては同額で推移しているところでございます。

○菊地葉子委員 新たな借入金を出さないということで、引き続き頑張っておられるということですか。

それで、道立病院に係る普通交付税、特別交付税のそれぞれの交付状況について、令和元年度から令和3年度までの推移を伺います。同様に、一般会計負担金の推移と負担金に占める交付税割合の推移についても伺います。

○野尻病院経営課長 交付税の措置状況等についてでございますが、道立病院に係る令和元年度の地方交付税として、普通交付税が約12億1100万円、特別交付税が約7億9100万円、合計で約20億200万円、2年度は、普通交付税が約11億8000万円、特別交付税が約9億3900万円、合計で約21億1900万円、3年度は、普通交付税が約16億2600万円、特別交付税が約4億7400万円、合計で約21億円であり、令和元年度と2年度を比較いたしますと、交付税合計で約1億1700万円の増、令和2年度と3年度を比較いたしますと、交付税合計で約1900万円の減となっているところでございます。

また、令和元年度の一般会計負担金は約73億7800万円、2年度は約76億4800万円、3年度は約67億7000万円で、負担金に対する交付税の割合は、令和元年度が27.1%、2年度が27.7%、3年度が31%となっているところでございます。

○菊地葉子委員 一般会計負担金が令和2年度と比較して8億円以上も減少していますが、その要因について伺います。

○野尻病院経営課長 一般会計負担金についてでございますが、一般会計からの繰入れにつきましては、地方公営企業法において、病院事業に要する経費のうち、経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められる経費について負担することとされており、令和3年度は、感染症患者を受け入れた江差病院と羽幌病院において、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金などの補助金が交付されましたことに伴いまして、一般会計負担金の繰入額が減少したものでございます。

○菊地葉子委員 我が会派も、医療従事者支援とともに、地域医療を守る立場で、医療機関の経営支援を国に要請してまいりました。

コロナ禍における道立病院の機能維持・強化のため、交付税措置の増額を国に要請すべきと考えますが、今後の取組について病院事業管理者の見解を伺います。

○田中芳憲委員長 病院事業管理者鈴木信寛君。

○鈴木病院事業管理者 交付税増額に関する国への要請と今後の取組についてであります。道立病院は、地域における広域的な医療や、精神医療、高度・専門医療などを提供し、その多くは民間医療機関の参入が困難な不採算医療を担っていることから、地方公営企業法等の規定に基づき、一般会計から負担金を病院事業に繰り入れ、その財源として交付税が算入されているところでもあります。

本道におきましては、少子・高齢化による人口減少が急激に加速する中、新型コロナウイルス感染症の影響も加わり、道立病院を取り巻く経営環境は、これまで以上に厳しさを増しております。

このため、道立病院局といたしましては、全国自治体病院協議会など関係機関とも連携しながら、国に対し、病院運営に対する財政措置の充実を求めていくとともに、地域に必要な医療を安定的に提供し続けるという道立病院の使命を常に念頭に置きながら、現在、改定を進めている改革推進プランに基づき、各般の施策に取り組み、経営強化に努めてまいります。

○菊地葉子委員 終わります。ありがとうございました。

○田中芳憲委員長 菊地委員の質疑は終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

これをもって、道立病院局所管に関わる質疑は終結と認めます。

以上をもちまして、報告第2号ないし第6号に対する質疑は終了いたしました。

これをもって、企業会計決算に関わる質疑は終結と認めます。

お諮りいたします。

報告第2号ないし第6号に対する意見の調整は、報告第1号令和3年度北海道一般会計及び特別会計歳入歳出決算に関する件と併せて、11月11日の理事会において行うことといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中芳憲委員長 御異議なしと認め、そのように取り進めます。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中芳憲委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

次回委員会は、11月11日午前10時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時41分散会